地方公共団体自転車施策総合調査
調査報告書

平成28年　3月

公益財団法人 自転車駐車場整備センター
自転車総合研究所

ごあいさつ

平素は当センターの業務に多大の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより御協力頂いておりました「地方公共団体自転車施策総合調査」につきまして、この度調査報告書がまとまりましたので御報告致します。

本調査は、地方公共団体の自転車施策全般に関する初めての総合的な調査でありますが、多数の御回答をお寄せ頂き御礼を申し上げますとともに、本調査報告書が各市区町村の自転車施策の推進にとって有益なものとなれば幸甚に存じます。

当センターと致しましては、これまでも市区町村の放置自転車対策、まちづくりなどのお役に立つべく自転車駐車場の整備・管理に努めてまいりましたが、今後とも更に業務内容の向上を図る所存でありますので、引き続き御高配を賜りますことをお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

公益財団法人　自転車駐車場整備センター

理事長　小澤敬市

調査の概要

(1)調査方法	郵送配布、郵送回収かEメールにて返送
(2)調査配布日	平成27年9月18日
(3)調査回収期限	平成27年10月23日
(4)調査対象	市区町村　1031件 全国の市、東京特別区、三大都市圏内＜注＞町村 ＜注＞三大都市圏 首都圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県 名古屋圏:愛知県、三重県、岐阜県 大阪圏:大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県
(5)配布数	1,031件
(6)回収数	567件
(7)回収率	55.0%

自治体			配布数	回収数	回収率
全国	市区町村	市	790	454	57.5%
		区	23	17	73.9%
		町	186	77	41.4%
		村	32	16	50.0%
		不明	－	3	－
		計	1031	567	55.0%
内訳	首都圏	市	154	104	67.5%
		区	23	17	73.9%
		町	66	31	47.0%
		村	13	10	76.9%
		計	256	162	63.3%
	名古屋圏	市	73	41	56.2%
		町	48	19	39.6%
		村	4	2	50.0%
		計	125	62	49.6%
	大阪圏	市	111	66	59.5%
		町	72	27	37.5%
		村	15	4	26.7%
		計	198	97	49.0%
	三大都市圏以外	市	452	243	53.8%
		町	0	0	－
		村	0	0	－
		計	452	243	53.8%
	不明	－	－	3	－

目　　次

1. 自転車の利用または活用の促進に関する取組み　・・・・・・1

1-1 自転車利用促進について　・・・・・・1

1-2 自転車マップについて　・・・・・・14

1-3 自転車イベントについて　・・・・・・17

1-4 観光施策に関する自転車利用　・・・・・・25

1-5 レンタサイクル、またはコミュニティサイクルについて　・・・・・・28

1-6 コンパクトシティについて　・・・・・・32

1-7 災害時の自転車利用について　・・・・・・36

1-8 高齢者・障がい者の自転車利用について　・・・・・・39

1-9 その他の自転車利用促進策　・・・・・・41

2. 自転車通行空間の整備　・・・・・・42

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備　・・・・・・55

3-1 放置自転車対策について　・・・・・・55

3-2 自転車駐車場について　・・・・・・73

4. 自転車利用者の安全意識やルール、マナーの向上を目的とする取組み　・・・・・・86

5. クロス集計　・・・・・・99

資料：調査票

1. 自転車の利用または活用の促進に関する取組み

1-1 自転車利用促進について

問1 自転車が通行する空間の整備を除いた自転車利用の促進を目的とした施策を行っていますか。なお、通行する空間の整備に関しては次の2章でご質問させていただきます。

自転車利用の促進を目的とした施策状況は、「既に実施中」が30.3%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が40.7%である。
一方で「必要性を認識していない」が23.5%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 既に実施中	172	30.3
2 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	25	4.4
3 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	231	40.7
4 必要性を認識していない	133	23.5
無回答	6	1.1
合　計	567	100.0

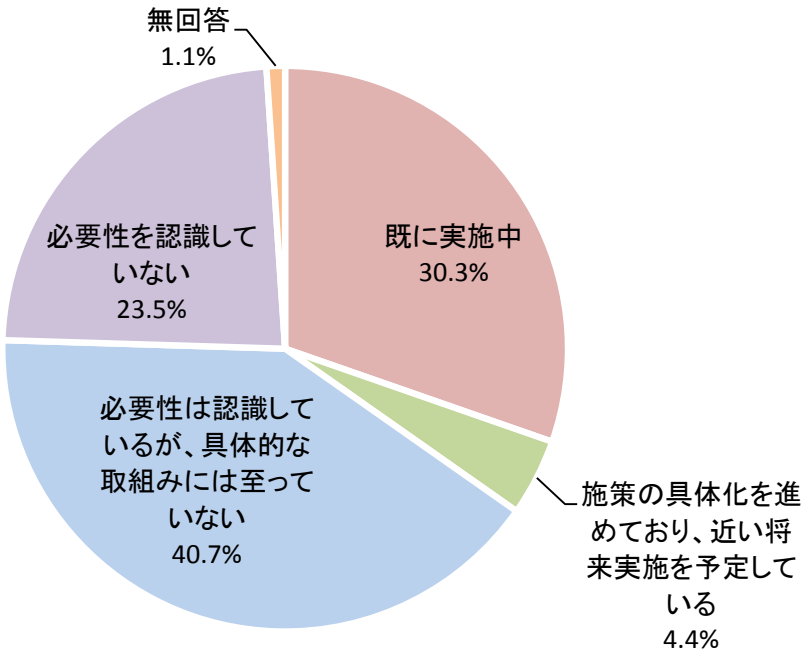

図表1-1-1

問2　実施または予定している自転車利用の促進を目的とした施策と、今後実施を検討している施策を選択してください。(複数回答)

実施(予定)項目

自転車利用の促進を目的として実施または予定されている施策は、「自治体職員が業務で使用する公用自転車の配備」が62.4%、「サイクリングコースの設定」が44.2%、「インターネットを利用した自転車利用者への情報提供」が25.4%である。

母数＝197 (1-1、問1「1.既に実施中」又は「2.施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している」と回答)

実施(予定)項目	度数	パーセント
1　自転車の休憩、修理等のサービス施設の整備	23	11.7
2　サイクリングコースの設定	87	44.2
3　インターネットを利用した自転車利用者への情報提供	50	25.4
4　自治体職員が業務で使用する公用自転車の配備	123	62.4
5　自転車利用の観光客や住民向けサービスの提供(地域の飲食店などでの割引、空気入れ、修理用具等)	36	18.3
6　自転車通勤の奨励のための施策	22	11.2
7　自転車による買い物の奨励のための施策(商店街)	9	4.6
8　自転車による営業業務の奨励のための施策(利用奨励)	2	1.0
9　電動アシスト付自転車の購入費用の助成やレンタル	28	14.2
10　自転車のメリット等による自転車の利用奨励または自動車からの転換の広報啓発	19	9.6
11　その他	23	11.7

図表　1-1-2

検討中項目

自転車利用の促進を目的として今後実施を検討している施策は、「自転車の休憩、修理等のサービス施設の整備」が9.6%、「サイクリングコースの設定」が9.1%、「自転車利用の観光客や住民向けサービスの提供(地域の飲食店などでの割引、空気入れ、修理用具等)」が8.6%である。

母数＝**197**（1-1、問1「1.既に実施中」又は「2.施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車の休憩、修理等のサービス施設の整備	19	9.6
2　サイクリングコースの設定	18	9.1
3　インターネットを利用した自転車利用者への情報提供	11	5.6
4　自治体職員が業務で使用する公用自転車の配備	3	1.5
5　自転車利用の観光客や住民向けサービスの提供（地域の飲食店などでの割引、空気入れ、修理用具等）	17	8.6
6　自転車通勤の奨励のための施策	14	7.1
7　自転車による買い物の奨励のための施策(商店街)	13	6.6
8　自転車による営業業務の奨励のための施策(利用奨励)	10	5.1
9　電動アシスト付自転車の購入費用の助成やレンタル	8	4.1
10　自転車のメリット等による自転車の利用奨励または自動車からの転換の広報啓発	16	8.1
11　その他	7	3.6

図表　1-1-3

問3　自転車計画、構想、プラン等の名称を問わず、自転車の利用促進に関わる計画を定めていますか。定めている場合はその計画名をご記入ください。

自転車の利用促進に関わる計画を「定めている」が17.3%、「定めていない」が60.3%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	98	17.3
2　定めていない	342	60.3
無回答	127	22.4
合　計	567	100.0

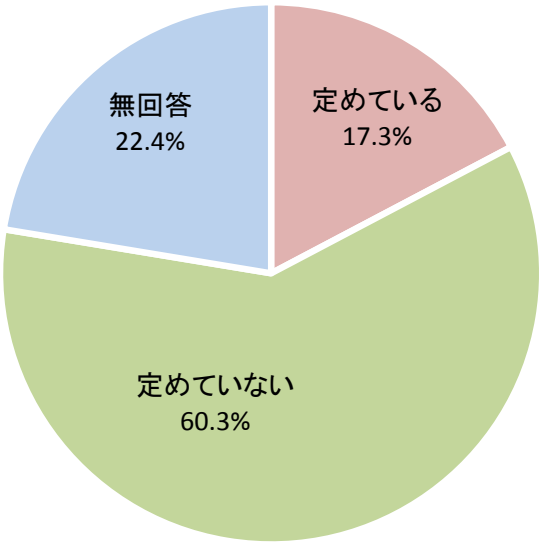

図表　1-1-4

No	都道府県	市区町村名	計画名
1	北海道	旭川市	旭川市駐輪場基本計画、 旭川市自転車ネットワーク計画
2	北海道	帯広市	自転車歩行者道利用環境整備の基本的な考え方
3	北海道	江別市	野幌駅周辺地区活性化計画
4	岩手県	盛岡市	盛岡市自転車の安全と利用促進に関する計画
5	宮城県	仙台市	杜の都の自転車プラン 自転車ネットワーク路線
6	宮城県	岩沼市	武隈線自転車通行帯標示工事
7	秋田県	秋田市	秋田市総合交通戦略
8	福島県	福島市	自転車利用環境総合整備基本計画
9	福島県	会津若松市	会津若松市都市計画マスタープラン
10	福島県	いわき市	自転車が走るまち「いわき」推進プラン
11	茨城県	土浦市	土浦市自転車交通ネットワーク整備計画
12	栃木県	宇都宮市	宇都宮市自転車のまち推進計画
13	栃木県	佐野市	佐野市総合交通マスタープラン
14	栃木県	小山市	小山市緑の自転車道事業推進基本計画
15	群馬県	前橋市	自転車利用環境整備モデル都市基本計画
16	埼玉県	さいたま市	さいたま自転車まちづくり大綱、 さいたま市役所自転車ネットワーク整備計画
17	埼玉県	加須市	加須市自転車生活促進計画
18	埼玉県	上尾市	上尾市自転車のまちづくり基本計画、 上尾市自転車ネットワーク計画
19	埼玉県	戸田市	戸田市歩行者自転車道路網整備計画
20	埼玉県	三郷市	自転車利用促進環境整備計画書
21	千葉県	千葉市	ちばチャリ・すいすいプラン
22	千葉県	市川市	市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画
23	千葉県	船橋市	船橋市自転車走行環境整備計画
24	千葉県	柏市	柏市自転車総合計画
25	東京都	千代田区	千代田区自転車利用ガイドライン
26	東京都	港区	港区自転車利用環境整備方針
27	東京都	大田区	自転車等利用総合基本計画等
28	東京都	渋谷区	渋谷区自転車通行環境整備計画
29	東京都	杉並区	杉並区自転車利用総合計画
30	東京都	板橋区	板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画
31	東京都	練馬区	練馬区自転車走行環境整備構想
32	東京都	足立区	足立区自転車利用環境整備計画
33	東京都	立川市	第三次自転車総合計画

No	都道府県	市区町村名	計画名
34	東京都	調布市	調布市自転車等駐車対策実施計画
35	東京都	福生市	福生市環境基本計画
36	神奈川県	横浜市	横浜市自転車総合計画
37	神奈川県	川崎市	川崎市自転車通行環境整備実施計画
38	神奈川県	相模原市	相模原市自転車対策基本計画
39	神奈川県	小田原市	小田原市自転車ネットワーク計画、 小田原市自転車等の駐車対策に関する総合計画（駐輪場整備計画）
40	神奈川県	茅ヶ崎市	第2次ちがさき自転車プラン、 幹線道路維持保全計画、 自転車ネットワーク計画
41	神奈川県	厚木市	厚木市自転車安全利用促進条例
42	神奈川県	大和市	自転車利用環境整備基本計画
43	神奈川県	葉山町	「自転車半島宣言」（第2回三浦半島サミットにて発行）
44	新潟県	新潟市	新潟市自転車利用環境計画
45	新潟県	長岡市	長岡市自転車ネットワーク計画
46	新潟県	見附市	見附市健康づくり推進計画
47	石川県	金沢市	金沢市まちなか自転車利用環境向上計画
48	福井県	福井市	福井市自転車利用環境整備計画
49	福井県	大野市	大野市自転車を活用したまちづくり計画
50	福井県	勝山市	勝山市自転車等の放置防止に関する条例
51	長野県	飯田市	第2次環境モデル都市行動計画、 第2期中心市街地活性化基本計画
52	岐阜県	岐阜市	自転車走行環境整備計画
53	岐阜県	美濃市	サイクルシティ構想
54	岐阜県	大野町	名鉄廃線敷再生事業
55	静岡県	静岡市	静岡市自転車利用計画、 静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画、 三保地区自転車走行空間ネットワーク整備計画
56	静岡県	浜松市	浜松市自転車走行空間等整備計画
57	静岡県	富士市	富士市自転車利用総合計画
58	静岡県	袋井市	袋井市自転車を活かしたまちづくりの指針
59	愛知県	名古屋市	名古屋市自転車利用環境基本計画
60	愛知県	豊橋市	豊橋市自転車活用推進計画
61	愛知県	瀬戸市	瀬戸市まちなか交通戦略
62	愛知県	豊田市	とよた快適自転車プラン　～豊田市自転車利用環境整備計画～

No	都道府県	市区町村名	計画名
63	愛知県	東海市	花・水・緑の基幹軸整備基本計画
64	三重県	名張市	（仮称）名張市交通戦略
65	滋賀県	草津市	草津市自転車安全安心利用促進計画
66	京都府	京都市	京都・新自転車計画
67	京都府	舞鶴市	第2期舞鶴市環境基本計画（含　地球温暖化対策実行計画［区域施策編］）
68	大阪府	堺市	堺市自転車利用環境計画、 堺市自転車利用環境計画、 堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km
69	大阪府	吹田市	「（仮称）吹田市自転車走行環境整備計画」
70	大阪府	泉大津市	泉大津市都市計画マスタープラン
71	大阪府	高槻市	たかつき自転車まちづくり向上計画
72	大阪府	茨木市	茨木市自転車利用環境整備計画
73	大阪府	八尾市	八尾市交通基本計画
74	大阪府	箕面市	箕面市自転車のみちネットワーク計画
75	兵庫県	姫路市	姫路市総合交通計画 姫路の歩行者・自転車の安全・快適計画
76	兵庫県	尼崎市	尼崎市自転車利用環境整備基本計画（平成15年3月）、 尼崎市環境モデル都市アクションプラン（平成26年3月）、 尼崎市自転車ネットワーク整備方針（平成27年4月）
77	兵庫県	伊丹市	伊丹市自転車の適正利用計画
78	和歌山県	紀美野町	広域サイクリングイベント(案)
79	島根県	松江市	松江市自転車ネットワーク計画
80	岡山県	岡山市	自転車先進都市おかやま実行戦略
81	岡山県	真庭市	35歳から家族そろって自転車健康づくり　in ひるぜん
82	広島県	呉市	サイクリングロード整備事業
83	広島県	福山市	福山市自転車利用促進プラン
84	山口県	下関市	「サイクルタウン下関」構想
85	山口県	周南市	中心市街地駐輪場整備計画
86	香川県	高松市	高松市中心部における自転車ネットワーク整備指針
87	愛媛県	松山市	新松山市自転車等利用総合計画（松山市自転車マスタープラン）、 松山市自転車ネットワーク計画
88	福岡県	北九州市	北九州市自転車利用環境計画
89	福岡県	福岡市	福岡市自転車利用総合計画
90	熊本県	熊本市	第2次熊本市自転車利用環境整備基本計画・実施計画

No	都道府県	市区町村名	計画名
91	大分県	大分市	大分市自転車利用基本計画
92	宮崎県	宮崎市	宮崎市自転車安全利用促進計画
93	宮崎県	西都市	西都市自転車安全利用促進計画
94	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画
95	鹿児島県	指宿市	指宿都市計画事業十町土地区画整備事業実施計画
96	沖縄県	浦添市	浦添市自転車ネットワーク計画

図表1-1-5

問4　自動車利用から自転車利用への転換を図ること等を目的とした自転車の交通分担率の数値目標を定めていますか。定めている場合はその数値もご記入ください。

自転車の交通分担率の数値目標を「定めている」が2.3%、「定めていない」が74.3%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	13	2.3
2　定めていない	421	74.3
無回答	133	23.4
合　計	567	100.0

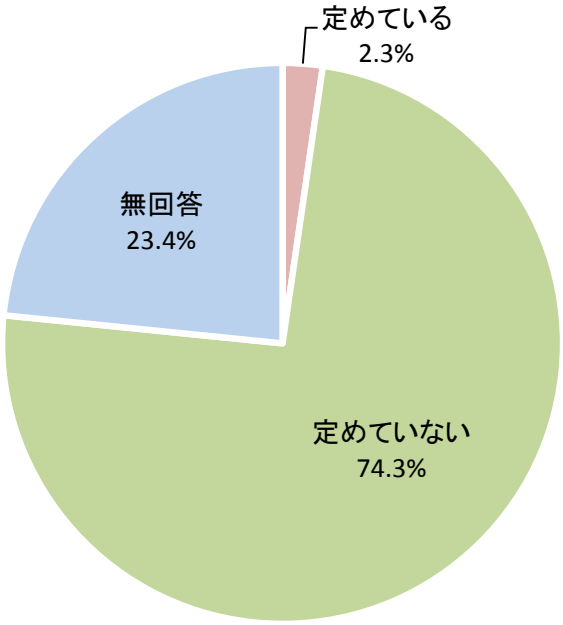

図表　1-1-6

交通分担率の数値目標は、「20%以上～30%未満」が30.8%（4市区町村）である。

母数＝13（1-1、問4「1.定めている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　0%以上～10%未満	2	15.4
2　10%以上～20%未満	2	15.4
3　20%以上～30%未満	4	30.8
4　30%以上	2	15.4
無回答	3	23.0
合　計	13	100.0

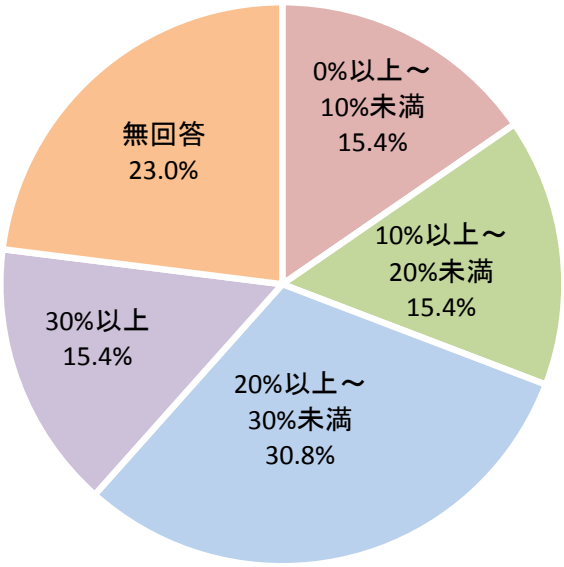

図表　1-1-7

問5　自転車を利用する市民を対象とした満足度調査を行っていますか。

自転車を利用する市民を対象とした満足度調査を「既に実施中」が7.2%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が34.4%である。
一方で「必要性を認識していない」が34.2%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　既に実施中	41	7.2
2　施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	3	0.5
3　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	195	34.4
4　必要性を認識していない	194	34.2
無回答	134	23.7
合　計	567	100.0

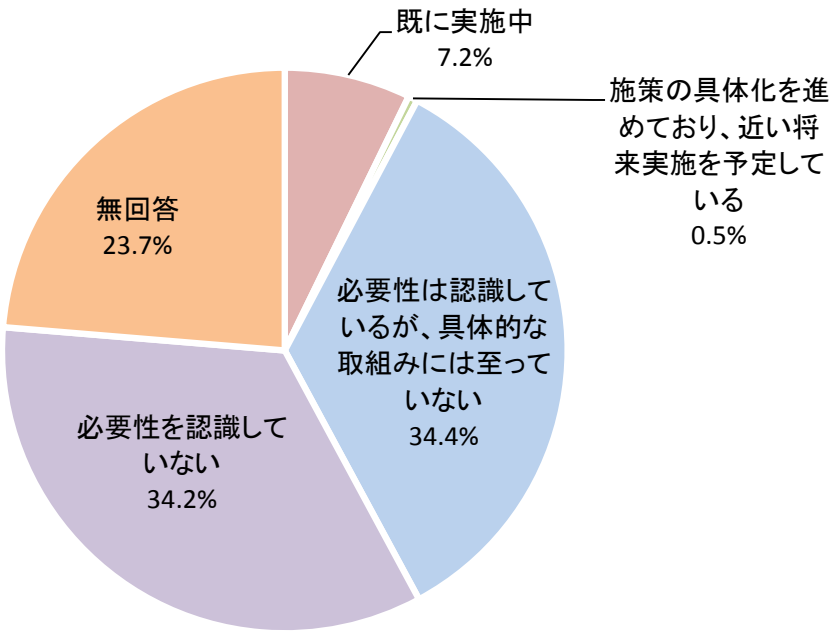

図表　1-1-8

問6　その調査にはどのような項目を設けていますか。設けている項目と、自転車計画等の目標値になっている項目をご記入ください。（複数回答）

調査をしている項目

調査をしている項目は、「自転車の通行空間に関する項目」が65.9%、「放置自転車、自転車駐車場に関する項目」が63.4%、「自転車の安全、ルール、マナーに関する項目」が56.1%である。

母数＝**41**（1-1、問5「1.既に実施中」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車の通行空間に関する項目	27	65.9
2　放置自転車、自転車駐車場に関する項目	26	63.4
3　自転車の安全、ルール、マナーに関する項目	23	56.1
4　自転車の利用促進策に関する項目	18	43.9
5　自転車の利用促進に関する情報提供の項目	5	12.2
6　その他	23	56.1
無回答	0	0.0

図表　1-1-9

「6.その他」の回答内容

○ コミュニティサイクルの利用状況・評価・満足度などに関する項目

○ 自転車駐車場利用満足度調査

○ 市内を自転車で移動する際の満足度

目標値となっている項目

目標値となっている項目は、「自転車の通行空間に関する項目」が24.4%、「自転車の安全、ルール、マナーに関する項目」が22.0%、「放置自転車、自転車駐車場に関する項目」が19.5%である。

母数＝**41**（1-1、問5「1.既に実施中」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1 自転車の通行空間に関する項目	10	24.4
2 放置自転車、自転車駐車場に関する項目	8	19.5
3 自転車の安全、ルール、マナーに関する項目	9	22.0
4 自転車の利用促進策に関する項目	6	14.6
5 自転車の利用促進に関する情報提供の項目	2	4.9
6 その他	8	19.5
無回答	29	70.7

図表　1-1-10

「6.その他」の回答内容

○ 自転車駐車場利用満足度

○ 市内を自転車で移動する際の満足度

1-2　自転車マップについて

問1　自転車マップの作成を行っていますか。

自転車マップを「作成済み」は20.3%、「近い将来作成を予定している」が3.5%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が39.5%である。
一方で「必要性を認識していない」が36.0%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　作成済み	115	20.3
2　近い将来作成を予定している	20	3.5
3　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	224	39.5
4　必要性を認識していない	204	36.0
無回答	4	0.7
合　計	567	100.0

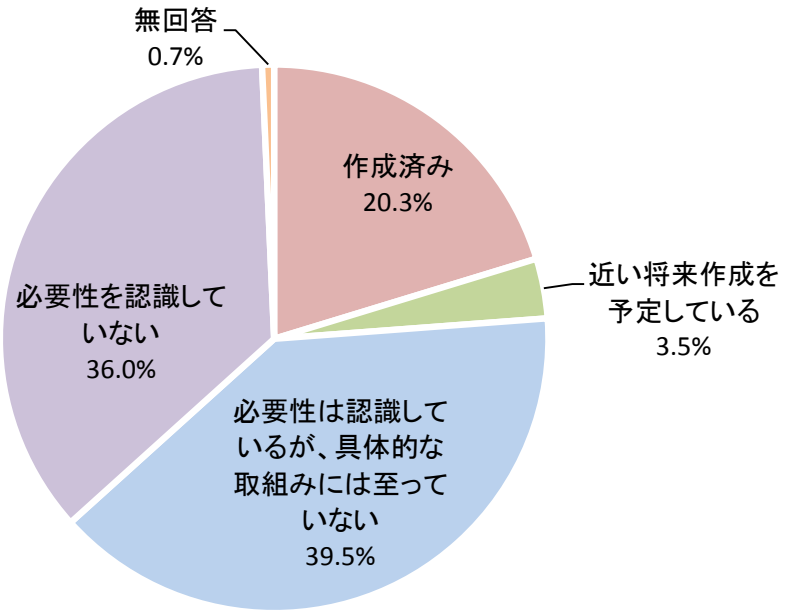

図表1-2-1

問2　自転車マップにはどのような項目を掲載していますか。(複数回答)

自転車マップの掲載項目で多いのは、「サイクリングコース・推奨ルート（走りやすいルート）」が79.1%、「観光スポット」が78.3%、「レンタサイクル・コミュニティサイクルのポート」が43.5%である。

母数＝**115**（1-2、問1「1.作成済み」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車駐車場の場所	45	39.1
2　サイクリングコース・推奨ルート（走りやすいルート）	91	79.1
3　自転車事故の多発地点	9	7.8
4　休憩、自転車修理、講習会場等、自転車利用者向けの施設	45	39.1
5　レンタサイクル・コミュニティサイクルのポート	50	43.5
6　観光スポット	90	78.3
7　自転車のルール・マナー	44	38.3
8　自転車利用のメリット	13	11.3
9　その他	18	15.7
無回答	0	0.0

図表1-2-2

問3　自転車マップの利用状況はどうなっていますか。

自転車マップの利用状況については、「利用されている」が61.7%、「かなり利用されている」が9.6%である。
一方で「あまり利用されていない」が11.3%である。

母数＝**115**（1-2、問1「1.作成済み」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　かなり利用されている	11	9.6
2　利用されている	71	61.7
3　あまり利用されていない	13	11.3
4　ほとんど利用されていない	6	5.2
5　その他	12	10.4
無回答	2	1.8
合　計	115	100.0

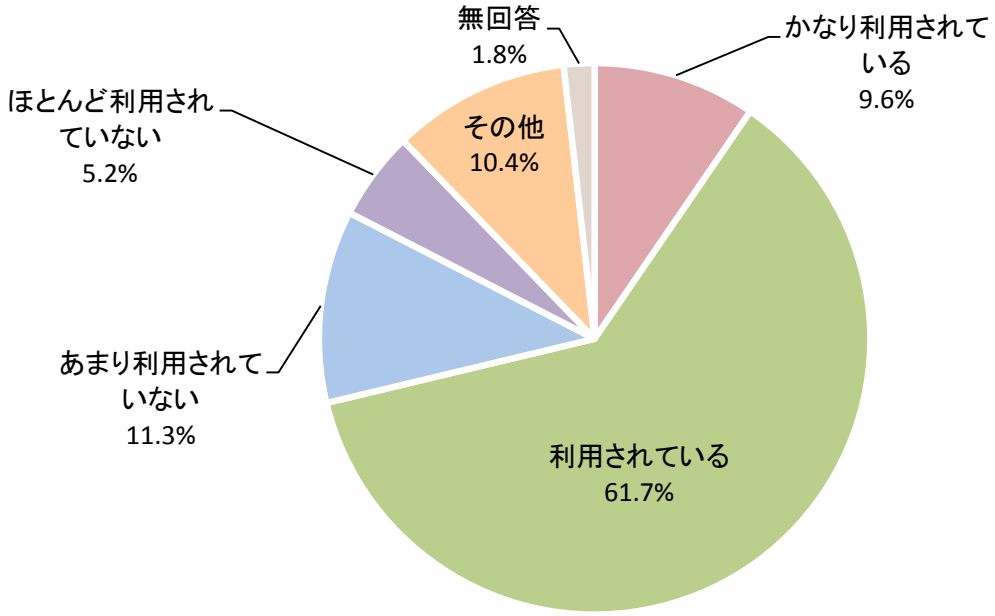

図表1-2-3

1-3　自転車イベントについて

問1　自転車によるイベントを開催していますか。

自転車イベントを「開催している」は22.2%、「近い将来開催する計画がある」が3.5%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が32.3%である。
一方で「必要性を認識していない」が40.7%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　開催している	126	22.2
2　近い将来開催する計画がある	20	3.5
3　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	183	32.3
4　必要性を認識していない	231	40.7
無回答	7	1.3
合　計	567	100.0

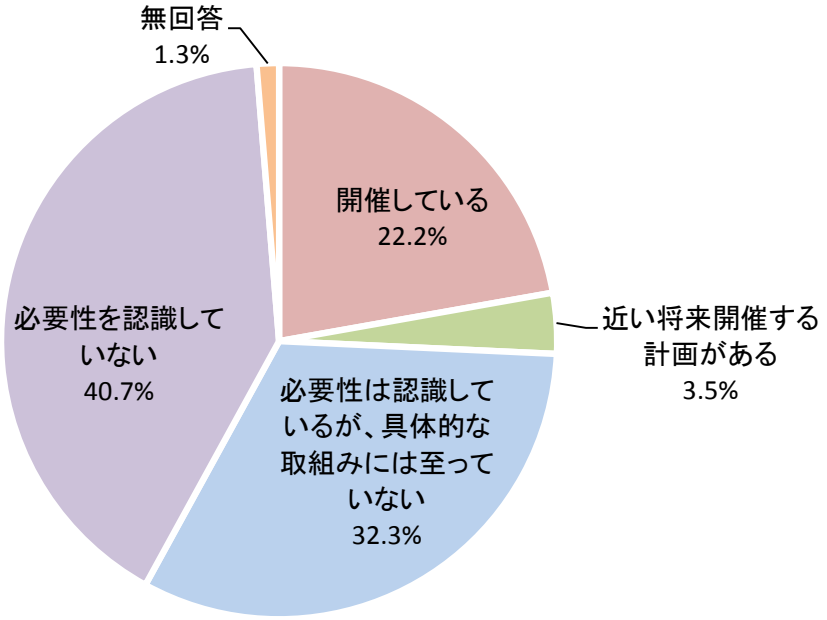

図表1-3-1

問2　どのようなイベントですか。(複数回答)

イベントは、「一定の日に所定のコースや地域を回るイベント」が49.2%、「一定の日に競技を行うイベント」が35.7%、「その他」が37.3%である。

母数＝**126**（1-3、問1「1.開催している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　一定の日に競技を行うイベント	45	35.7
2　一定の日に所定のコースや地域を回るイベント	62	49.2
3　その他	47	37.3
無回答	1	0.8

図表1-3-2

問3　イベント開催時の状況はいかがでしたか。(複数回答)

イベントの開催時の状況は、「地域住民が多く参加・観戦した」が58.7%で、「国内の他地域からの参加・観戦者が多かった」が47.6%、「海外からの参加・観戦者が多かった」が5.6%（7市区町村）である。

一方で「参加・観戦者は少ない」が8.7%である。

母数＝**126**（1-3、問1「1.開催している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　地域住民が多く参加・観戦した	74	58.7
2　国内の他地域からの参加・観戦者が多かった	60	47.6
3　海外からの参加・観戦者が多かった	7	5.6
4　企業の参加(スポンサー、資金面のバックアップ)が多かった	8	6.3
5　参加・観戦者は少ない	11	8.7
6　その他	23	18.3
無回答	1	0.8

図表1-3-3

問4　そのイベントは地域の活性化に効果がありましたか。

イベントが地域の活性化に効果があったかについては、「効果があった」が70.6%、「わからない」が26.2%である。
イベントの効果が多くの市区町村で認識されている。

母数＝**126**（1-3　問1「1.開催している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　効果があった	89	70.6
2　効果がなかった	2	1.6
3　わからない	33	26.2
無回答	2	1.6
合　計	126	100.0

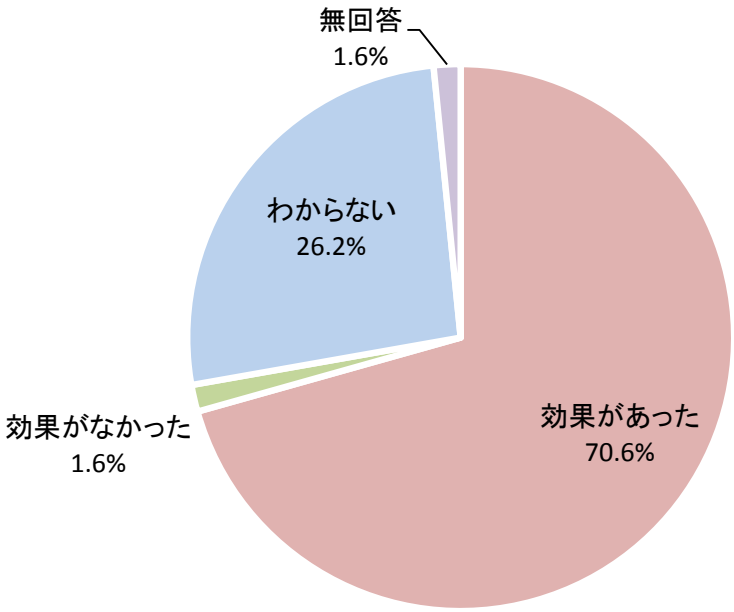

図表1-3-4

平成28年度に開催予定の自転車関係イベント一覧

(1)安全講習会等

No.	都道府県名	市区町村名	イベント名	開催時期
1	東京都	千代田区	サイクルフェア	5月
2	東京都	立川市	スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室	市立中学校3校において計3回実施予定
3	東京都	立川市	春の交通安全キャンペーン	4月6日～15日の期間に、自転車関連のイベント実施も見込む
4	東京都	立川市	いきいきたちかわ出前講座　守っていますか自転車のルール～自転車の交通事故をなくそう	立川市内の団体からの要請を受け、随時実施する。1時間程度
5	東京都	府中市	小学生・高齢者自転車競技大会	未定
6	東京都	府中市	親子自転車教室（警察との共催）	春・秋予定
7	神奈川県	小田原市	小田原ドライビングスクール感謝祭	4月
8	静岡県	富士市	子ども自転車安全乗り方大会	10月末
9	愛知県	尾張旭市	小学生自転車交通安全教室	5月頃
10	滋賀県	草津市	自転車安全安心利用教室（スケアードストレート方式）	未定
11	京都府	京都市	自転車マナーアップフェスタin京都	5月ごろ開催予定
12	兵庫県	高槻市	交通安全フェスティバル（警察、教習所等の関係団体と協働で実施）	4月、9月
13	兵庫県	明石市	（仮称）高齢者交通安全自転車大会	4月頃予定
14	兵庫県	伊丹市	自転車安全運転競技大会(交通安全フェスタinいたみの催しの1つとして実施)	9月
15	奈良県	香芝市	高齢者自転車安全運転講習会	4月8日
16	福岡県	福岡市	自転車安全利用啓発キャンペーン	不定期
17	鹿児島県	南さつま市	交通安全子ども自転車大会	6月第1土曜日
18	鹿児島県	伊佐市	ちびっこノリダー	鹿児島市の法人が主催であり、来年度伊佐市で開催するかは未定。

(2)サイクリング・ロードレース等

No.	都道府県名	市区町村名	イベント名	開催時期
1	北海道	恵庭市	えにわ・自転車散歩2016	7～9月頃予定
2	北海道	北広島市	ツール・ド・キタヒロ　2016	未定
3	青森県	三沢市	小川原湖一周サイクリング　夏の陣	7月3日
4	青森県	三沢市	奥入瀬渓流サイクリング　秋の陣	9月25日
5	宮城県	石巻市	株式会社河北新報社及びヤフー株式会社主催「ツールド・東北」	9月中旬
6	宮城県	気仙沼市	ツール・ド・東北2016	9月頃（予定）
7	秋田県	由利本荘市	第30回矢島カップMt.鳥海バイシクルクラシック	7月30日～7月31日
8	秋田県	にかほ市	鳥海ブルーラインヒルクライムfrom日本海	6月下旬
9	秋田県	にかほ市	鳥海山　SEA TO SUMMIT	8月27日（土）、28日（日）
10	秋田県	にかほ市	鳥海山グルッと一周MTBサイクリング	10月9日（日）
11	山形県	寒河江市	ツール・ド・さくらんぼ 2016	6月
12	山形県	上山市	第27回 かみのやま ツール・ド・ラフランス大会	11月上旬
13	福島県	いわき市	第20回サイクルフェスティバル2016　in いわき	9月17日（土）、18日（日）
14	福島県	いわき市	ツール・ド・いわき2016	11月6日（日）
15	茨城県	水戸市	北関東400キロメートルブルベ	4月29日
16	茨城県	かすみがうら市	かすみがうらエンデューロ	10月8日　※若しくは9日
17	栃木県	宇都宮市	サイクルピクニック	4月29日（金）
18	栃木県	宇都宮市	BRM429宇都宮400km	4月29日（金）
19	栃木県	宇都宮市	2016ジャパンカップサイクルロードレース	10月21日（金）～10月23日（日）
20	栃木県	宇都宮市	第22回全日本シクロクロス選手権大会	12月11日（日）
21	栃木県	鹿沼市	チャリ鍋	3月頃
22	栃木県	小山市	ツール・ド・おやま	11月頃
23	栃木県	大田原市	子供自転車大田原大会	未定

No.	都道府県名	市区町村名	イベント名	開催時期
24	栃木県	矢板市	やいた八方ヶ原ヒルクライムレース	8月（予定）
25	栃木県	矢板市	ポタリングやいた	未定
26	群馬県	沼田市	利根沼田望郷ライン・センチュリーライド	8月
27	埼玉県	秩父市	秩父市長杯BMX大会	7月中旬
28	埼玉県	加須市	かぞ観光サイクリングスタンプラリー	未定
29	埼玉県	上尾市	自転車のまち”あげお”スマート・サイクル☆フェスタ	3月頃開催予定（検討中）
30	埼玉県	越谷市	越谷市観光サイクリングスタンプラリー	開催時期未定
31	埼玉県	越谷市	越谷市ふれあいの森　育てる集い　裏磐梯サイクリング	10月頃を予定
32	千葉県	千葉市	千葉けいりん体験ツアー	毎月1回程度（正月開催（1月）、記念開催（10月）を除く。）
33	千葉県	千葉市	幕張クリテリウム（仮称）	11月4日～6日（予定）
34	千葉県	館山市	館山南房総ライド　　※館山市協力	5月
35	千葉県	館山市	ステーションライドイン南房総　※館山市協力	11月
36	千葉県	館山市	春の房総半島サイクリングモニターツアー	2月
37	神奈川県	小田原市	小田原サイクルフェスティバル	未定
38	新潟県	南魚沼市	グルメライド2016	10月頃の予定
39	富山県	黒部市	名水の里「黒部」ヒルクライム　ライド・アクロス・ウォーターランド第2回大会	未定
40	福井県	福井市	レンタサイクルを利用した自転車散策イベント	春、夏～秋頃
41	長野県	松本市	ツール・ド・美ヶ原高原自転車レース大会2016	6月26日（日）（予定）
42	長野県	松本市	全日本マウンテンサイクリングin乗鞍2016	8月28日（日）（予定）
43	長野県	諏訪市	スワンアスロン	7月頃
44	岐阜県	岐阜市	サイクルフェスティバル	未定
45	岐阜県	美濃市	ツアー・オブ・ジャパン　美濃ステージ	5月31日

No.	都道府県名	市区町村名	イベント名	開催時期
46	静岡県	浜松市	ぐるっと浜名湖ツーリズム2016	3月26日（土）ガイドライド（浜名湖・湖西４コース） 3月27日（日）ハマイチ（浜名湖一周ロングライド）
47	静岡県	御前崎市	ゆるゆる遠州ガイドライド	未定
48	愛知県	犬山市	自転車散歩　in　いぬやま	未定
49	愛知県	新城市	ツール・ド・新城	7月頃を予定
50	三重県	志摩市	伊勢志摩サイクリングフェスティバル	11月予定
51	大阪府	堺市	市民公募型サイクリング	10～11月頃
52	兵庫県	加西市	「播磨国風土記」をめぐるサイクルスタンプラリー	秋
53	奈良県	宇陀市	第53回近畿高等学校自転車競技大会	6月5日
54	奈良県	宇陀市	ツアー・オブ・まほろば	未定
55	奈良県	山添村	布目サイクルフェスタ （主催：奈良県サイクリング協会　後援：山添村）	10月下旬
56	奈良県	吉野町	山岳グランフォンドin吉野	未定
57	広島県	三次市	道の駅グルメライドin中国山地	9月25日（日）
58	山口県	下関市	ツール・ド・しものせき	5月29日（日）
59	山口県	柳井市	サザンセト・ロングライドinやまぐち	未定
60	愛媛県	今治市	瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2016」	10月30日(日)
61	愛媛県	新居浜市	まちなかサイクリングツアー	11月（「愛媛サイクリングの日」に合わせて実施）
62	愛媛県	新居浜市	別子・翠波はな街道サイクリング（仮称）	未定
63	愛媛県	西予市	see to summit （仮称）	9月24・25日
64	愛媛県	西予市	第3回ジオDEバイシクル（開催予定）	未定

No.	都道府県名	市区町村名	イベント名	開催時期
65	高知県	香南市	シクロクロス大会(仮称)	3月上旬
66	長崎県	壱岐市	壱岐サイクルフェスティバル	6月上旬
67	熊本県	上天草市	天草四郎サイクリングフェスタ	来年度は、天草全体を巡るイベントとしてリニューアル予定　時期：初冬を予定名称変更：グラン・デ・シクロ天草
68	熊本県	上天草市	行ってみゅ～かい	10月
69	熊本県	上天草市	あの人と走る天草島旅サイクリング	11月
70	大分県	中津市	八面山アタック	秋頃
71	大分県	中津市	ユニバーサルポタリング大会	秋頃
72	大分県	竹田市	やまなみドリームライド	未定
73	宮崎県	西都市	ツールド九州シリーズ　西都原エンデューロ4時間耐久(レースイベント)	1月17日（400名参加）
74	宮崎県	西都市	ツールド九州シリーズ　西都市長カップ（レースイベント）	5月開催検討中(200～400名規模)
75	宮崎県	西都市	ツールド九州シリーズ　グルメサイクリング	例年9月頃開催　100名規模
76	鹿児島県	南さつま市	ツール・ド・南さつま「海道八景めぐり」	9月（秋分の日）
77	鹿児島県	南さつま市	サイクルシティ南さつま小学生さわやかー輪車大会inかごしま	11月
78	鹿児島県	南さつま市	デュアスロンIN南さつま	3月第2日曜日

1-4 観光施策における自転車利用について

問1 自転車による観光施策を行っていますか。

自転車による観光施策については、「既に実施中」が35.4%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が36.7%である。
一方で「必要性を認識していない」は23.6%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 既に実施中	201	35.4
2 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	21	3.7
3 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	208	36.7
4 必要性を認識していない	134	23.6
無回答	3	0.6
合　計	567	100.0

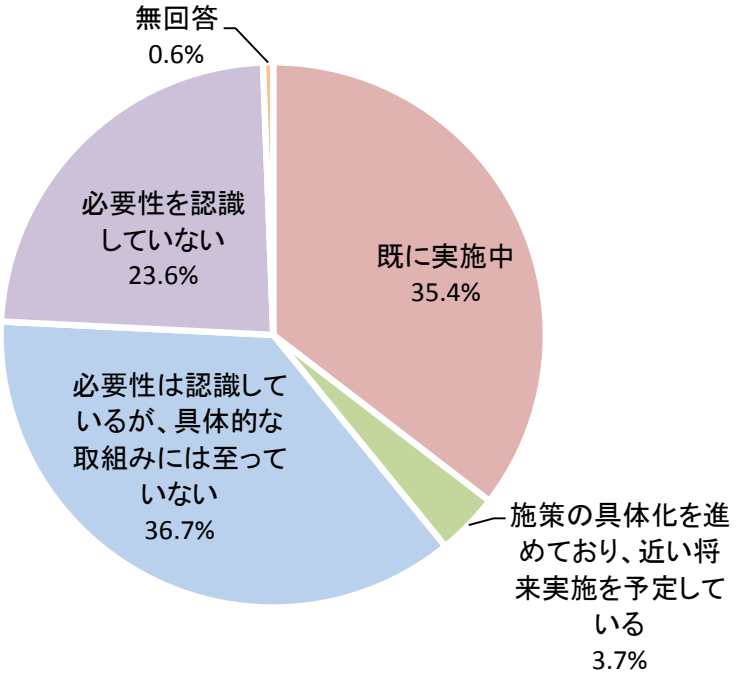

図表1-4-1

問2　自転車による観光施策はどのようなものですか。(複数回答)

自転車による観光施策の内容は、「レンタサイクルの提供」が79.6%、「サイクリングコースの設定」が40.3%、「自転車マップの作成」が33.8%である。

母数＝**201**（1-4　問1「1.既に実施中」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　サイクリングコースの設定	81	40.3
2　自転車マップの作成	68	33.8
3　レンタサイクルの提供	160	79.6
4　休憩施設等の設置	25	12.4
5　その他	28	13.9
無回答	2	1.0

図表1-4-2

問3　自転車による観光施策の状況はどうなっていますか。(複数回答)

自転車による観光施策の状況は、「国内からの来訪者が多い」が58.2%、「海外からの来訪者が多い」が7.5%である。一方で「来訪者が少ない」が30.8%である。

母数＝**201**（1-4　問1「1.既に実施中」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　国内からの来訪者が多い	117	58.2
2　海外からの来訪者が多い	15	7.5
3　来訪者は少ない	62	30.8
4　その他	24	11.9
無回答	2	1.0

図表1-4-3

問4　自転車による観光施策は地域の活性化に効果がありましたか。

自転車による観光施策は地域の活性化に効果があったかについては、「効果があった」が42.8%、「わからない」が52.7%、「効果がなかった」が3.5%（7市区町村）である。

母数＝**201**（1-4、問1「1.既に実施中」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　効果があった	86	42.8
2　効果がなかった	7	3.5
3　わからない	106	52.7
無回答	2	1.0
合　計	201	100.0

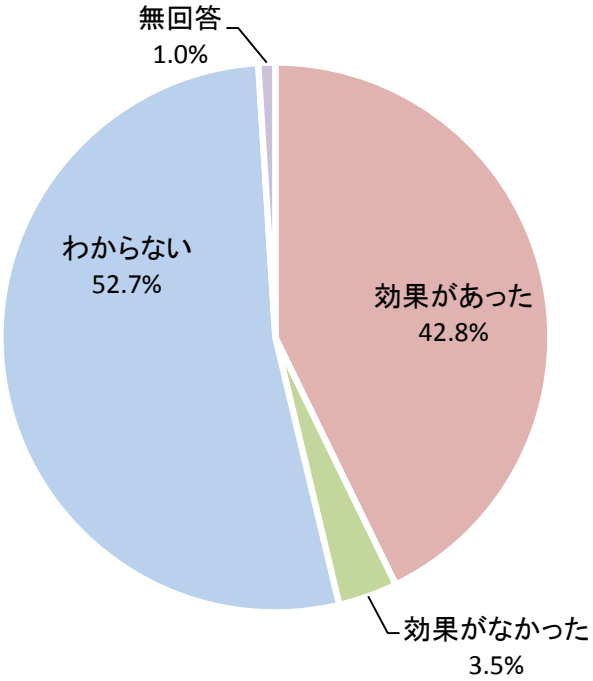

図表1-4-4

1-5 レンタサイクル、またはコミュニティサイクルについて

問1 レンタサイクル、またはコミュニティサイクル等の提供を行っていますか。(複数回答)

「レンタサイクルを実施している」は、31.0%、「コミュニティサイクルを実施している」が8.1%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が27.5%である。

一方で「必要性を認識していない」が26.1%である。

また、レンタサイクルとコミュニティサイクルを両方実施している市区町村は、15市区町村である。

母数＝567 (回答総数)

選択肢	度数	パーセント
1 レンタサイクルを実施している	176	31.0
2 コミュニティサイクルを実施している	46	8.1
3 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	20	3.5
4 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	156	27.5
5 必要性を認識していない	148	26.1
6 その他	64	11.3
無回答	2	0.4

図表1-5-1

「6.その他」の回答内容

○ 平成26年度末までコミュニティサイクルを実施していたが、来村者の公共交通機関の補完的な利用は多いものの、住民の利用率は上がらず、費用に見合った効果は得られないと判断したため、事業を廃止した。

○ 市内商業関係者及び交通関係所管などからは他市の取組み事例をあげてレンタサイクルの導入の必要性を言われているところだが、本市を訪れる観光客から導入してもらいたいとの声は非常に少ない。

○ 自転車走行空間の整備完了後、検討する予定。

問2　レンタサイクル、またはコミュニティサイクルの利用状況はいかかですか。(複数回答)

レンタサイクル

レンタサイクルの利用状況は、「土日・祝祭日などの休日に利用者が多い」が44.9%、「平日・休日に関わらず頻繁に利用されている」が19.9%である。
一方で「あまり利用されていない」が26.7%である。

母数＝**176**（1-5、問1「1.レンタサイクルを実施している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　平日・休日に関わらず頻繁に利用されている	35	19.9
2　平日に利用者が多い	14	8.0
3　土日・祝祭日などの休日に利用者が多い	79	44.9
4　あまり利用されていない	47	26.7
5　その他	12	6.8
無回答	2	1.1

図表1-5-2

「5.その他」の回答内容

○ 駅から離れている施設（病院など）への移動手段として利用
○ 出張できた会社員の利用が多い。
○ 観光繁忙期の春・夏の土日祝日のみ実施。利用者は多い。

コミュニティサイクル

コミュニティサイクルの利用状況は、「平日・休日に関わらず頻繁に利用されている」が34.8%、「土日・祝祭日などの休日に利用者が多い」が34.8%、「平日に利用者が多い」が23.9%である。

レンタサイクルと比較してコミュニティサイクルを導入している市区町村は全体として利用率が高いと評価している。

母数＝**46**（1-5、問1「2.コミュニティサイクルを実施している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　平日・休日に関わらず頻繁に利用されている	16	34.8
2　平日に利用者が多い	11	23.9
3　土日・祝祭日などの休日に利用者が多い	16	34.8
4　あまり利用されていない	3	6.5
5　その他	4	8.7
無回答	1	2.2

図表1-5-3

問3　貴自治体におけるレンタサイクル、またはコミュニティサイクルの課題はありますか。
（複数回答）

レンタサイクル、またはコミュニティサイクルの課題は、「安全・快適に走れる自転車通行空間が少ない」が41.1%、「必要な財源が十分に確保されていない」が30.0%、「貸出場所又はポートの位置・場所が利用者のニーズに合っていない」が20.8%である。

母数＝207（1-5　問1「1.レンタサイクルを実施している」と回答、又は「2.コミュニティサイクルを実施している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　必要な財源が十分に確保されていない	62	30.0
2　施策の実施に必要な人員が不足している	32	15.5
3　施策の実施を広く市民に周知できなかった	39	18.8
4　貸出場所又はポートの位置・場所が利用者のニーズに合っていない	43	20.8
5　路上に必要なスペースを確保できていない	34	16.4
6　安全・快適に走れる自転車通行空間が少ない	85	41.1
7　その他	49	23.7
無回答	16	7.7

図表1-5-4

「7.その他」の回答内容

- ニーズにあった自転車を用意できていない（スポーツ自転車や電動アシストなど）
- 利用者がやや固定されてしまっている。
- 自転車の老朽化。
- 近隣自治体との協力体制の構築が不十分。
- 事業採算性の確保
- 利用者がポートによって隔たりがある。

1-6 コンパクトシティについて

問1 コンパクトシティや市街地の活性化を推進するために、自転車の活用施策を実施または検討していますか。

コンパクトシティまたは市街地の活性化のための自転車活用施策では、「既に実施中」が4.1%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が54.7%である。

一方で「必要性を認識していない」が37.4%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 既に実施中	23	4.1
2 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	12	2.1
3 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	310	54.7
4 必要性を認識していない	212	37.4
無回答	10	1.7
合　計	567	100.0

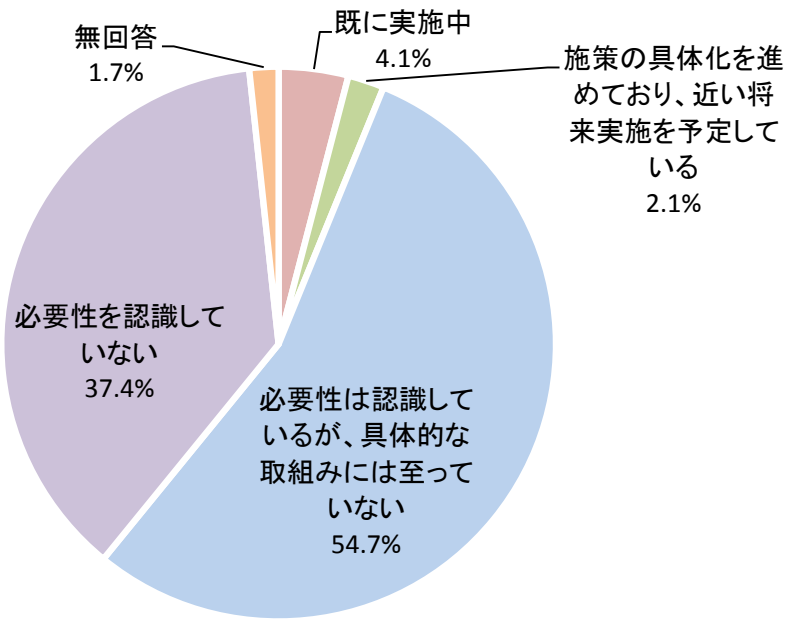

図表1-6-1

問2 コンパクトシティと自転車の活用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

－無断転用転載禁止－

自由記述欄の回答内容 （回答数＝147）

○ コンパクトなまちづくりを進める上で自転車利用を進めることは大変有効なツールである。このため、商業地区周辺の駐輪場、自転車通行空間の整備等自転車を活用しやすい環境作りが必要である。

○ サイクル＆バスライド駐輪施設整備事業を実施しており、公共交通の利便性を高めることでコンパクトシティや市街地の活性化を推進している。

○ 自転車が中心市街地における主要な交通手段の一つとなるよう駅周辺や主要な観光施設などのレンタサイクルの充実や自転車道のネットワーク化を検討・促進する。

○ 自転車の活用によりコンパクトシティの範囲に広がりが生まれる。

○ 策定予定の地域交通網形成計画において自転車利用促進施策を位置付けたいと考えている。

○ LRTの事業化を進めているところであり、LRT停留場や地域拠点へのアクセス路線を自転車路線に位置付けることやLRT停留場に駐輪場を併設することを検討している。

○ 自転車利用の促進とコンパクトなまちづくりを同時に推進することによって車に依存しないまちづくりが実現する。

○ 拠点へのネットワークの整備やC＆Rを推進するための駐輪場の整備など集約型都市構造に向けた取り組みの一つとして自転車の活用を推進していきたい。

○ 中心市街地での分散型自転車駐車場整備へ向けた社会実験を実施している。

○ 中心市街地再生基本計画の中で「自転車による持続可能なまちなか進化」を推進することとしている。

○ 中心市街地の活性化を図るための都市再生整備計画を策定中であり、この中でコミュニティバス利用者の利便性向上のための駐輪場整備を盛り込む予定である。

○ コンパクトシティの実現のために策定中の立地適正化計画の中で市の中心拠点や地域の生活拠点の区域において自転車等で容易に移動できるような交通拠点や利用環境の整備等についても検討予定である。

○ 都市交通マスタープランに示しているが、今後は自転車利用が多く見込まれる交通結節点において駐輪場整備に取り組む必要があると認識している。

○ 中心市街地の定住人口と交流人口の増加とにぎやか再生に資する施策としてコミュニティサイクルの導入を検討している。

○ 本市は鉄道駅を中心に人口や主要な施設が集積しており、このような都市構造を生かした交通政策を展開していくことが重要である。快適で住みよい街を実現するには自動車に依存しすぎることなく公共交通と同様の重要の交通手段として自転車の利用も広げることが重要であると考える。

○ 主要駅至近の立体駐車場と公共施設を複合整備した施設の中に自転車駐車場及びレンタサイクルを配置している。集約型都市の実現には都市環境の整備としての放置自転車対策や多様な交通手段を効率的に受け入れる都市機能の整備などが重要である。

○ 移動手段を自転車にすることにより、まちを回遊できるようになり、まちに商店や人が集まる。

○ 日常生活に必要な機能を有する市内の地域拠点と商業、業務などの機能が集積する中心市街地とを鉄軌道などの公共交通で結ぶとともに、サイクル＆ライドによる公共交通の利便性向上によりコンパクトなまちづくりを進めていく。

○ 本市は市街地のスケールが小さく、自転車も十分利用されている。

○ コンパクトシティの交通手段として自転車を活用することには賛成するが、自転車ネットワークの整備、マナーの向上などの環境整備が必要である。

○ 自転車の駐車場の確保が必須。必要の台数のレンタサイクルの整備。電気自転車の導入も必要。

○ 中心市街地の交通手段は自動車から自転車や公共交通への転換が必要であるため、優先度を明確にしたまちづくりが求められている。

○ コンパクトシティ化が進められていく場合、公共交通機関よりも自転車の利用者が増加し、放置自転車対策がより求められる。

○ サイクル＆ライド、サイクル＆バスライド市により中心部付近に位置する公共交通機関の利用を促進するため駐輪場の位置を周知していく必要がある。

○ 一般論として、集約を図るべき拠点区域において、徒歩・自転車を中心とした交通空間を再構築する必要がある。具体的には、道路空間の再配分等による自転車通行空間の確保、自転車ネットワークの整備、駐輪場の整備、コミュニティサイクルの導入、自動車交通の抑制等。

○ 自転車の利用は、環境にやさしい移動手段である反面、歩行者・自動車との通行エリアを調整する必要があるほか、保管場所の確保が求められる。 自転車の利用促進は、まちづくりの一環として総合的な観点から計画しなければならない。

○ 交通結節点への移動や、中心市街地内での移動などの短距離の移動について自転車が分担することは環境にやさしく有効であると考えるが、物理的な歩車分離、中心市街地への車両流入制限などの対策を講じないと、中心市街地に人、自転車、車などが集中することにより交通事故が増加する可能性もある。

○ 自転車走行空間整備、利用者満足度の高い駐輪環境整備、放置自転車の規制強化等を行うことで、歩行者も自転車も安全な道路環境を創出すると考えている。
市内中心部にコミュニティサイクルを設置することで、街中の回遊性向上、公共交通利用への転換を促進する効果があると考えている。

○ 幹線へのアクセス・イグレス利用者のために公共交通システムと大規模駐輪場をセットで配置し、幹線からのイグレス利用者のためにスポット駐輪場を分散配置することが有効と考える。これにレンタサイクルを組み合わせることも、発展性が高い組み合わせであろう。ただし、施設の維持管理経費だけでなく、駐輪場外に駐輪しない環境（放置自転車は即撤去する等）にするための経費が相当額発生すると予想される。

○ 自転車専用通行帯等の設置は、一市町村で対応には限界があるため広域的な都市施設整備として捉える必要があるが、困難であると感じている。歩行者や自転車が安全に通行できる道路整備が優先である。

○ 起伏に富んだ地形のため自転車の利用は一部に限られている。

○ 豪雪地帯のため、自転車を中心とした移動モデルを立てにくい。

○ スプロール化と盆地形状により自転車を利用するのに問題点が多い。

○ コンパクトシティという観点では自転車の活用は考えていない。

1-7 災害時の自転車利用について

問1 災害時の道路状況により、自動車の通行が困難になった際に被災地への連絡、食糧や物資の運搬等に自転車の利用を実施中または検討していますか。

災害時の自転車利用については、「既に実施中」が5.8%、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が55.2%である。
一方で「必要性を認識していない」が34.6%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 既に実施中	33	5.8
2 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	6	1.1
3 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	313	55.2
4 必要性を認識していない	196	34.6
無回答	19	3.3
合　計	567	100.0

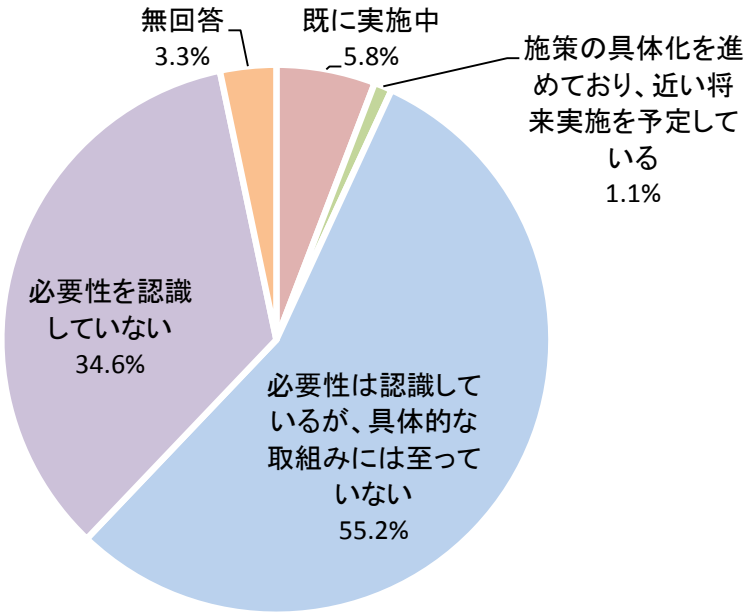

図表1-7-1

問2　災害時のおける自転車利用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、
考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

－無断転用転載禁止－

自由記述欄の回答内容　（回答数＝**186**）

○ 災害時にはガソリンの供給が不可能となる恐れがあり、車両の仕様ができなくなる可能性が出てくる。その際に自転車を活用することで移動のための手段となり、また少量の荷物を運搬するための道具ともなる。普段はレンタルサイクル等で活用しながら、災害時には各地域に貸出できるような準備をしておくと良いと思う。

○ 災害時、車両の通行が困難な場所でバイクや自転車等を活用して災害情報収集活動を実施する。

○ ノーパンクタイヤ公用自転車を15台配備しており、大規模災害発生時に路面状況の悪い状態でも、町内の現場確認や津波・高潮対策の水門の閉鎖等に活用しています。

○ 地域防災計画で、震災時の職員登庁にあたっては、交通規制後の連絡手段としての活用も考慮し、極力、二輪車によることとし、特にスタンドの被災による給油不能も予想されることから、自転車の使用が望ましいとしている。

○ 災害時に避難する際には、車の利用を避け徒歩を基本とするようにとしておりますが、自転車の利活用も状況によっては効果的であると考えており、市が実施する市民向けの講座等の際にも、そのように伝えている。

○ 主要避難所には配置が完了しており、道路等の破損により車が通行不可等の際におけるメインの移動手段と考えている。

○ 行政・・・被災状況の把握や救援物資の供給、情報伝達など
住民・・・避難所への移動、行政への要請情報提供など
医療機関・・・医師・看護師の移動、医薬品の輸送など
ボランティア・・・現地まで、現地での移動など
災害時の自転車調達の協定や災害時に利用できるように普段から自転車を利用することが大切だと思う。

○ 巨大地震等の大災害が発生した場合、子どもから高齢者に至る幅広い世代が乗れる自転車は、渋滞等を避けられ、避難手段として非常に有効であり、また、被災後の燃料の不足等の影響も受けないことから、被災時における自転車の活用を検討していく。

○ ・災害時に道路障害等が発生し自動車での参集が困難となることを想定し、あらかじめ職員の参集手段を徒歩・自転車・オートバイと定めています。
・本市では日本郵便株式会社と災害時の協力に関する協定を締結しており、その協定のなかで郵便集配用自転車を災害救助活動等のため、提供いただけることとなっている。

○ ・市域に道路交通規制等が実施され、必要と認められたときは、関係部署と協力し、市民向けに自転車の貸出サービスを行う。
・関係団体、事業者等に保有自転車の提供を要請する。
・保管期限が過ぎた放置自転車を使用するために必要な手続きを行う。
・自転車の貸し出し、返却、保管を行う拠点施設を確保する。
・ボランティアに対し、自転車の貸し出しサービスの運営協力を要請する。

○ 帰宅困難者の移動手段としての提供・コミュニティサイクルポートへの緊急物資の保管・電動アシスト自転車のバッテリーを非常電源として活用。

○ 災害において、電話回線の断絶、携帯電話の利用規制などにより連絡調整ができない場合が想定される。その場合、近隣の施設間の連絡手段及び、現地調査の交通手段としては有効と考える。東日本大震災時においても、施設間の往来に自転車を活用していた。

○ 災害時のガソリン入手が困難な 場合の移動手段として自転車を使用するべきであると考える。さらに、リヤカーも使用すれば運搬手段として効果を発揮すると思う。

○ 災害時用のパンクしないタイヤを1台保有しており、道路が破片程度の散乱で あれば、物資・連絡調整・警邏等に利用できると考えている。 また、自動車の使用が困難な災害初期の対応には、自転車の活用は有効であると 考える。

○ 市職員の参集マニュアルにおいては、災害時の通勤は、徒歩、自転車、バイクとしているが、避難所等への連絡や物資移送に関しては、今後検討していかなければならない課題である。避難所等への物資については、防災資機材庫に分散して保管しており、最寄の避難所へ運搬するような形になる。（自転車利用よりは、簡易リヤカーでの運搬）

○ 災害時においては路面の状況が著しく悪化することが予想される為、自動車に代わる輸送手段としての有用性については認識しているがそうした状況下においては自転車による輸送も難しいのではないかという懸念も残る。現在、災害時において自転車を積極的に利用している自治体等の事例があればご教示いただきたい。

○ 自転車利用のメリットとしては、職員の移動や情報の収集・伝達などに寄与することが考えられる。一方、食糧や物資の運搬等に対しては、自転車の運搬能力等を考慮するとポテンシャルは低いと感じている。

○ 災害時には基本的に徒歩での避難を想定しており、道路状況によっては自転車の利用もあるというレベルでしか考えておらず、具体的に自転車の利用について想定していない。

○ 東日本大震災時に利用した私用の自転車は迅速な移動に効果を発揮した一方で、地割れによる段差でパンクするなど脆弱性が如実に表れた。ノーパンクタイヤの有用性は認めるが日常的な利用には難がある。一定度の自転車利用を推進しつつも本格的に導入するのであれば、パンク修理などサポートに関する職員のスキルも必要になると考える。

○ 災害時には、エネルギー等を必要としない自転車はガソリン等が不足しても走行することができるうえ、車では行けない場所にいくことができるので災害時には必要な交通手段だと思われる。しかしながら、自転車だけでは走行距離には限界があり、路面等の制約もあるので、そのような課題や実際に災害が発生した場合の体制などを検討しておく必要があると思われる。

1-8 高齢者・障がい者の利用について

問1 高齢者・障がい者の方の自転車利用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

－無断転用転載禁止－

自由記述欄の回答内容 （回答数＝225）

○ 後期高齢者や障がい者などの中には、自力で外出するのが困難な方もいる。そういった方々の足となり、外出を可能にしてくれる自転車の役割は非常に大きいものとなる。高齢者、障がい者のための自転車として、椅子型自転車、3輪、4輪自転車など、様々な創意工夫が施された自転車があるので、そういったものを知ってもらい、より広く自転車利用を普及させていくことが大事だと考えている。

○ パーソントリップ調査の結果からも、高齢者の自転車利用が多い傾向にあり、高齢者等がルールを遵守して安全で快適に通行できる環境づくりが必要であると考えている。

○ 高齢者の自転車利用については、交通安全の観点から講話や街頭啓発を行っている。

○ 高齢者・障がい者用自転車に配慮した広いスペースと出入り口付近を優先的に確保した駐輪場の整備。

○ バスの減便など公共交通の維持が厳しい状況にあり、また、高齢になり様々な事情で運転免許証を返納する方がいる中で、自転車は大変有用な移動手段である。しかし、高齢者の自転車運転は、ハンドル操作にふらつきなどが見られ、危険性が高まるほか、本人だけでなく周囲の人（車や歩行者）を巻き込む可能性も大きくなる。安心して自転車を利用するために、自転車専用道路（レーン）の必要性と、高齢者向けの自転車運転教室等の開催による安全啓発が大事と考える。

○ ヘルメットの着用や保険の加入を促すなどのソフト面での対応が重要であると考える。

○ 倒れない自転車（三輪車・四輪車）の開発・利用が考えられる。

○ 乗車中のフラつきや不注意・視野狭さくなどにより、健常者より危険度が高いため、歩車道の分離はもちろんのことだが、余裕のある道幅が必要である。段差の解消は必須事項。

○ 高齢者の健康増進を目的とした市内のプロロードレースチームによる講習会を開催している。高齢者の健康維持に自転車を活用していただくため、電動アシスト車の利用促進を検討している。

○ 自転車を利用されている高齢者の交通安全対策の一つとして高齢者マークに本市のマスコットキャラクターをあしらい反射する素材のシールタイプのステッカーを作成し配布した。

○ 免許自主返納者に対し、希望に応じヘルメットを無償配布している。

○ 13歳未満の幼児・児童、中学生及び65歳以上の高齢者を対象にヘルメット購入費の一部助成を行っている。

○ 目視及び認識しやすい標識等の対策を講じる必要がある。

○ タンデム自転車の利用促進が望まれる。

○ 高齢者・障がい者の様々な身体的能力、認知能力に応じた自転車（ハンドサイクル、踏込み駆動式自転車、ミラーの取付等）がより普及することが必要である。また、認知能力が衰えている場合、センサーを利用した自動警告器やブレーキ等の新たな技術の開発や運転環境の整備が必要である。そして、現時点での技術・環境では危険が避けられない時は、乗らないという選択ができるように、運転能力の目安・基準等もあれば良いと思う。

○ 自動車運転者など周囲の配慮も必要である。

○ 障がい者向けの自転車安全講習会を手話通訳、要約筆記者の協力を得て実施した。

○ 電動アシスト付自転車を利用したサイクルシェアリング事業を実施しており、60代以上の登録者も80名以上いる状況である。高齢者・障がい者の安全、快適な自転車利用を行うには電動アシスト付であることが有効と考える。

○ 高齢者の移動手段の確保、心身の健康増進、アクティブな生活支援の為、60歳以上の市民を対象に電動アシスト付き自転車の貸し出し事業と購入費補助事業を行っています。貸し出しにあたっては警察や交通安全協会、自転車販売店などの協力を得て交通安全講習会を実施しています。また、事故防止の為併せてヘルメットの貸し出しも行っています。

○ 高齢者を対象に自転車シュミレーターの体験を実施

○ 自転車駐車場内においては、障がいや高齢等の理由により自転車ラックの利用が困難な方や大型チャイルドシート付自転車を利用する方のために平置きスペースを確保している。

○ 駐輪場の使いやすい場所（入口付近）を高齢者優先としている

○ 高齢者のヘルメット着用運動を展開してはどうか。

○ 堺市自転車利用環境計画策定時及び平成26年10月から施行の堺市自転車のまちづくり推進条例制定時に、懇談会を設け、視覚障がい者団体や老人クラブ連合会から委員を推薦していただき、意見を聴取し、計画・条例への反映を行った。

○ 高齢者用三輪車が駐輪しやすいような仕組みを検討する必要があると考えております。

○ まずは「自転車の正しいルール・マナーの周知・徹底」、「自転車通行空間の整備」に取組むことが、高齢者・障がい者を含む全ての自転車利用者の安全・快適性につながると考えている。これら施策を進め、一定効果が出た次のステップとして、「利用促進」や「観光施策」といった施策に取組みたいと考えている。

○ 県（長寿介護課）主催にてアクティブシニアスポーツサイクル体験会を行っており、当市においても当該事業に対して協力している。当該事業は、スポーツサイクリングを通じた介護要らずの健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを育むとともに、高齢者層における自転車新文化の普及促進を図るものである。体験会では参加者が普段乗ることの無いスポーツサイクルに乗る上で安全、快適な自転車利用のためにスポーツサイクルの乗降練習、ヘルメットの着用講習も行っている。　※自転車新文化・・・自転車がスポーツやレジャーのツールとして「健康」、「生きがい」、「友情」をプレゼントしてくれる。

○ 本市ではタンデム(二人乗り)自転車を活用して、前席に介護有資格者が乗り、後席に高齢者や障がい者の方に自転車に乗っていただく新しい観光メニューの開発に取り組んでいます。

1-9 その他の自転車利用促進策

問1 第1章1-1～1-8以外に、自転車の利用促進に効果のあった施策がありましたらご記入ください。
あわせて、効果を上げた理由や工夫等もありましたらご記入ください。
※具体的に記述してください

ー無断転用転載禁止ー

自由記述欄の回答内容 （回答数＝11）

○ 毎月１週間を「スマート通勤ウイーク」と定め、市職員の自主参加によるノーマイカー通勤を実施し、公共交通や自転車等の利用への転換を促している。

2. 自転車通行空間の整備

問1　貴自治体の管内（国道・都道府県道を含めた）では、例えばP9、図表：整備形態の図①～⑥のような自転車が安心・快適に通行できる道路、または道路の部分(以下では自転車通行空間と呼ぶ)を把握していますか。

自転車通行空間の把握状況は、「把握している」が63.1%、「把握していない」が35.6%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　把握している	358	63.1
2　把握していない	202	35.6
無回答	7	1.3
合　計	567	100.0

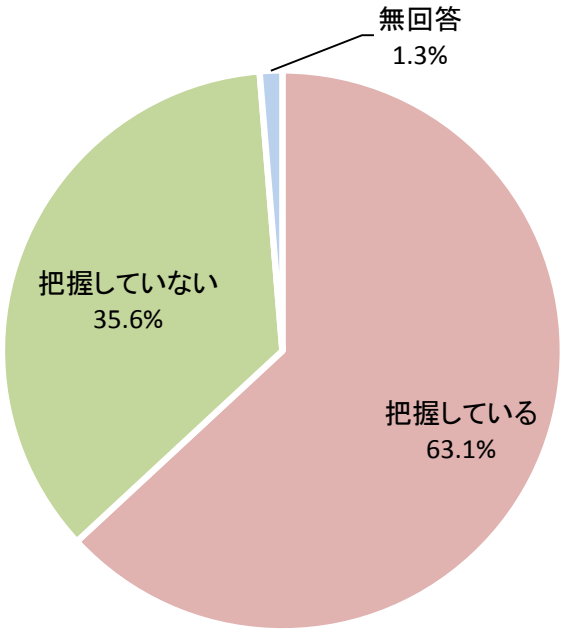

図表2-1-1

問2　貴自治体が管理する道路で、自転車通行空間の延長は10年前(平成17年)、5年前(平成22年)と比較してどのようになっていますか。

(1)10年前(平成17年)との比較

10年前と比較した場合は、「増加している」が31.6%、「変化がない」が46.9%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　増加している	179	31.6
2　減少している	2	0.4
3　変化がない	266	46.9
4　わからない	107	18.9
無回答	13	2.2
合　計	567	100.0

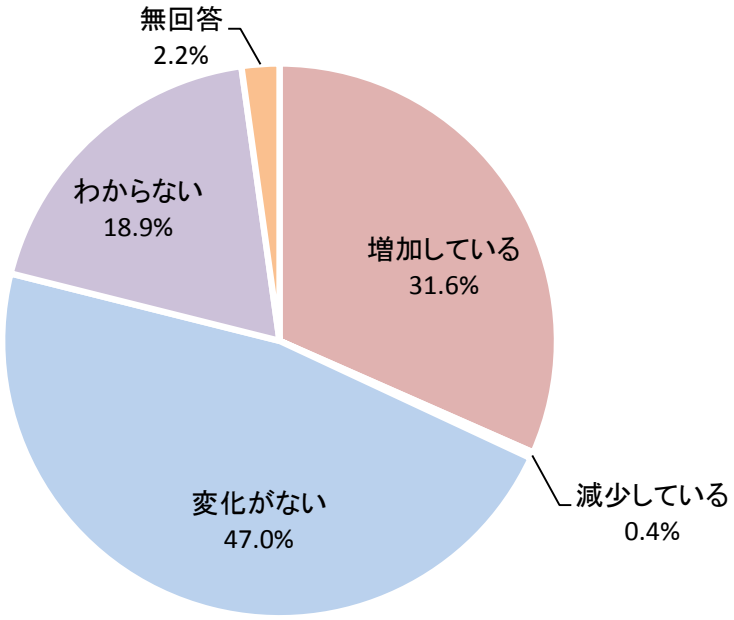

図表2-1-2

(2)5年前(平成22年)との比較

5年前と比較した場合は、「増加している」が27.9%、「変化がない」が48.1%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 増加している	158	27.9
2 減少している	1	0.2
3 変化がない	273	48.1
4 わからない	101	17.8
無回答	34	6.0
合　計	567	100.0

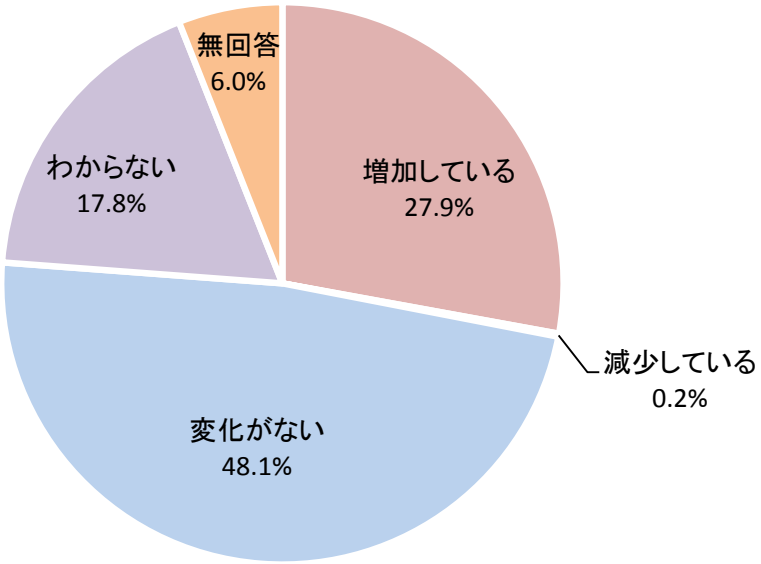

図表2-1-3

問3　自転車通行空間のためのネットワーク計画の策定や整備を行っていますか。
（複数回答）
また、計画が策定されている場合は計画名をご記入ください。

ネットワーク計画については、「ネットワーク計画を既に定めている」が9.7%、ネットワーク計画の必要性は認識しているが、着手していない」が34.9%、「ネットワーク計画の策定に着手し、近い将来に定める予定である」が5.3%である。
一方で「ネットワーク計画の必要性を認識していない」が25.0%である。
自転車通行空間のための整備については、「自転車通行空間のための整備を行っている」が11.6%、「自転車通行空間のための整備を計画中である」が7.4%である。
一方で「自転車通行空間のための整備を実施する予定はない」が43.9%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　ネットワーク計画を既に定めている	55	9.7
2　ネットワーク計画の策定に着手し、近い将来に定める予定である	30	5.3
3　ネットワーク計画の必要性は認識しているが、着手していない	198	34.9
4　ネットワーク計画の必要性を認識していない	142	25.0
5　自転車通行空間のための整備を行っている	66	11.6
6　自転車通行空間のための整備を計画中である	42	7.4
7　自転車通行空間のための整備を実施する予定はない	249	43.9
8　自転車通行空間のための整備を過去に行っていたが現在は行っていない	21	3.7
無回答	8	1.4

図表2-1-4

No.	都道府県	市区町村名	計画名
1	北海道	帯広市	自転車歩行者道利用環境整備の基本的な考え方
2	宮城県	仙台市	杜の都の自転車プラン 自転車ネットワーク路線
3	福島県	福島市	福島市自転車利用環境総合整備基本計画
4	茨城県	土浦市	土浦市自転車交通ネットワーク整備計画
5	栃木県	宇都宮市	宇都宮市自転車のまち推進計画
6	栃木県	小山市	小山市緑の自転車道事業推進基本計画
7	群馬県	前橋市	自転車利用環境整備モデル都市基本計画
8	埼玉県	さいたま市	さいたま市役所自転車ネットワーク整備計画
9	埼玉県	上尾市	上尾市自転車ネットワーク計画
10	埼玉県	戸田市	戸田市歩行者自転車道路網整備計画
11	埼玉県	三郷市	自転車利用促進環境整備計画書
12	千葉県	千葉市	ちばチャリ・すいすいプラン
13	千葉県	市川市	市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画
14	千葉県	船橋市	船橋市自転車走行環境整備計画
15	千葉県	柏市	柏市自転車総合計画
16	東京都	港区	港区自転車利用環境整備方針
17	東京都	渋谷区	渋谷区自転車通行環境整備計画
18	東京都	板橋区	板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画
19	東京都	練馬区	練馬区自転車走行環境整備構想
20	神奈川県	相模原市	相模原市自転車通行環境整備方針
21	神奈川県	小田原市	小田原市自転車ネットワーク計画
22	神奈川県	茅ヶ崎市	幹線道路維持保全計画　自転車ネットワーク計画
23	神奈川県	大和市	自転車利用環境整備事業計画
24	新潟県	新潟市	新潟市自転車利用環境計画
25	新潟県	長岡市	長岡市自転車ネットワーク計画
26	福井県	大野市	大野市自転車を活用したまちづくり計画
27	岐阜県	岐阜市	自転車走行環境整備計画
28	静岡県	静岡市	静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画、 三保地区自転車走行空間ネットワーク整備計画
29	静岡県	浜松市	浜松市自転車走行空間等整備計画
30	静岡県	富士市	富士市自転車総合計画
31	愛知県	名古屋市	名古屋市自転車利用環境基本計画
32	愛知県	豊橋市	豊橋市自転車活用推進計画
33	愛知県	豊田市	豊田市自転車利用環境整備計画
34	愛知県	東海市	花・水・緑の基幹軸整備基本計画

No.	都道府県	市区町村名	計画名
35	京都府	京都市	京都・新自転車計画
36	大阪府	堺市	堺市自転車利用環境計画 、 堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km
37	大阪府	高槻市	たかつき自転車まちづくり向上計画
38	大阪府	茨木市	茨木市自転車利用環境整備計画
39	大阪府	箕面市	箕面市自転車のみちネットワーク計画
40	兵庫県	姫路市	姫路の歩行者・自転車の安全・快適計画
41	兵庫県	尼崎市	尼崎市自転車ネットワーク整備方針（平成27年4月）
42	島根県	松江市	松江市自転車ネットワーク計画
43	岡山県	岡山市	自転車先進都市おかやま実行戦略
44	広島県	福山市	福山都市圏自転車走行空間整備計画
45	愛媛県	松山市	松山市自転車ネットワーク計画
46	福岡県	北九州市	北九州市自転車ネットワーク整備計画
47	福岡県	福岡市	福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画
48	熊本県	熊本市	第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画
49	大分県	大分市	大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画
50	宮崎県	宮崎市	宮崎市自転車安全利用促進計画
51	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画
52	沖縄県	浦添市	浦添市自転車ネットワーク計画

図表2-1-5

問4　平成27年4月1日において、貴自治体では自転車通行空間の整備を進めるにあたり、数値目標を定めていますか。
定めている場合はその総整備延長の目標値を、分かる範囲でご記入ください。

(1) 自転車通行空間の数値目標について

自転車通行空間の整備を進めるにあたり、数値目標を「定めている」が9.3%、「定めていない」が88.9%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	53	9.3
2　定めていない	504	88.9
無回答	10	1.8
合　計	567	100.0

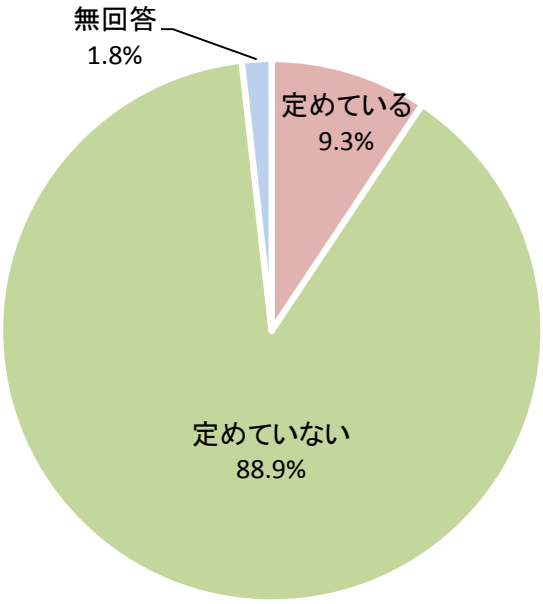

図表2-1-6

(2)総整備延長の目標値

数値目標を定めている市区町村において、その総整備延長の目標値は、「50km以上～100km未満」が18.9%、「100km以上」が17.0%、「10km以上～25km未満」が15.9%である。

母数＝53（2、問4「1.定めている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1 0km以上～5km未満	6	11.3
2 5km以上～10km未満	1	1.9
3 10km以上～25km未満	8	15.1
4 25km以上～30km未満	5	9.4
5 30km以上～45km未満	4	7.5
6 45km以上～50km未満	5	9.4
7 50km以上～100km未満	10	18.9
8 100km以上	9	17.0
9 無回答	5	9.5
合　計	53	100.0

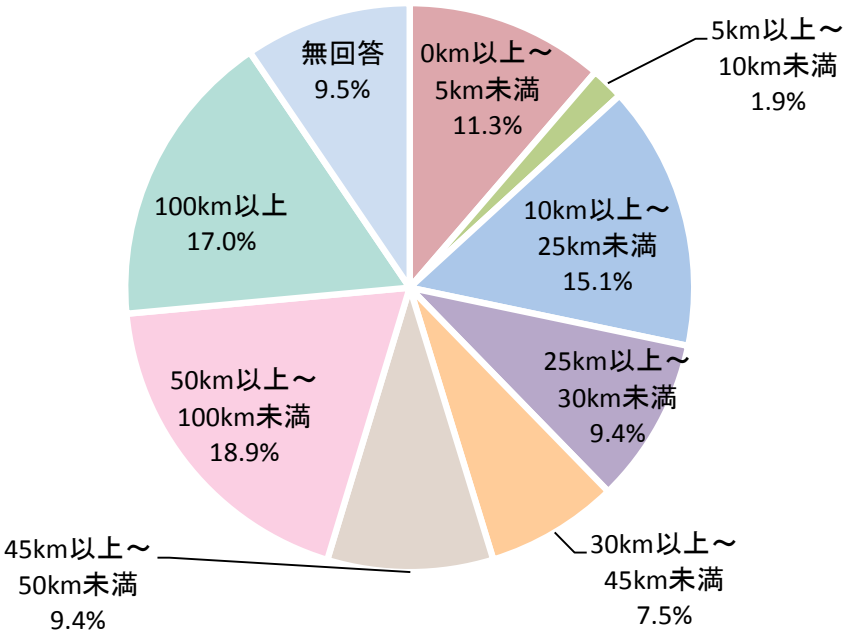

図表2-1-7

問5　貴自治体において自転車通行空間の整備についての課題はありますか。担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

－無断転用転載禁止－

自由記述欄の回答内容　（回答数＝225）

○ 用地取得費

○ 幅員が狭い道路が多く、自転車通行空間を確保することがむずかしい。

○ 自転車と路線バスとの調整。

○ 自転車通行空間での荷捌き車両等の路上駐車対策。

○ パーキングメーカー設置区間の整備。

○ 地域や関係機関との調整に時間がかかる。

○ 十字路については、ガイドラインに交差点直進化の例が示されているところだが、Y字路や5差路などの変則交差点については交通管理者と協議をしてもガイドラインに明確な整備事例がない。2段階右折滞留スペースについても、交差点形状や横断歩道の位置によっては安全な空間を確保できないケースがある。

○ 国の整備マニュアル等では、自転車専用通行帯に関する整備方法の記述が大半であるが、市で整備を行うような既存道路においては、用地の制約が生じることから車道混在型を選ぶケースが多く、マニュアルに準じた整備が困難となりやすい。案件ごとに、県警との協議により整備方法を細かく調整しているのが現状であるが、小規模道路における整備方法に関しても言及されたマニュアルの作成が望まれる。

○ 自転車が車道を通行することへの危険認識・危機意識が高いため、理想的な（車道通行を原則とした）走行空間の整備には理解が得られない可能性がある。バス、自動車（バイクを含む）、歩行者（身体障がい者）等の各交通手段が連動したネットワークを構築しなければならず、総合的な交通体系の検討が必要。二輪車の中でも、自動二輪車、中～長距離対応の原付、スポーツバイク、短距離対応の軽快車（ママチャリ）、子ども用自転車・幼児同乗者用（子乗せ）自転車では、利用方法や運転者の意識に大きな差があるため、機種別に考え方を整理する必要がある。

○ 自転車走行環境整備方法として、ガイドラインによる整備手法（自転車レーン、車道混在）を行っているが、内容が市民に浸透しておらず、説明に苦慮している。整備効果の説明に必要である客観的な効果検証手法などについて、統一したものがあるとよいと思われる。

○ 自転車ネットワークの連続性の確保について ・広域的な課題として近隣自治体との連携をどう図るか（自転車レーン又はナビマークの仕様など）。路面表示の仕様に関する交通管理者（警察）との調整

○ 交通量や沿道利用に応じた自転車走行空間の整備形態の採用 ・交差点やバス停の処理 ・歩道上の植樹帯や横断抑止柵等を考慮した自転車走行空間の確保 ・自転車が走行する路面の平坦性の確保のための排水施設等の修繕 ・自転車通行を明示する親しみやすいサインの設置や路面標示の実施 ・利用者（歩行者・自転車・自動車）への適切な空間利用の周知 ・自転車ルールの周知・マナーの向上 ・警察との連携（交通規制等）

○ 自転車通行空間の整備について市民から理解を得づらい。専用通行帯を整備しても、隣接して歩道があるとほとんどの自転車は歩道を通行してしまう。ハード面のみ整備してもソフト対策をしっかりしないと市民には無駄な公共事業と映ってしまう。

○ 利用しやすい走行空間整備には一定の連続性が必要であると考えているが、確保できる幅員や国・県との連携の課題があり、利用者からすると一本の道路を走行しているなかで、自転車走行空間の表示や区分の仕方等が異なる箇所が存在する場合がある。

○ 自転車横断帯をなくす場合、基本的に交差点全体をコンパクト化しなければならず、中央帯・信号機・点字ブロック等の移設等が必要となる。

○ 法定外表示の判断材料

問6　貴自治体の管内では、国道や県道の管理者との連携を含め、歩車道が分離されている道路において、車道部分の幅員が狭い場合、自転車通行区間をどのように確保していますか。わかる範囲でご回答ください。（複数回答）

車道部分の幅員が狭い場合、自転車通行区間をどのように確保しているかについては、「車道空間において、レイアウト(車線)を変更して専用空間を創出」が6.2%、「車道空間において、レイアウト(車線)を変更して自転車の混在空間を創出(マークや線を引く)」が6.2%、「車道空間においてレイアウト(車線)を編更せず自転車のマーク(ナビマーク・矢羽印など)を設ける」が12.9%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　車道空間において、レイアウト(車線)を変更して専用空間を創出	35	6.2
2　車道空間において、レイアウト(車線)を変更して自転車の混在空間を創出(マークや線を引く)	35	6.2
3　車道空間においてレイアウト(車線)を編更せず自転車のマーク(ナビマーク・矢羽印など)を設ける	73	12.9
4　車道空間においてレイアウト(車線)を変更せず破線等の線を引く	21	3.7
5　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	398	70.2
6　その他	43	7.6
無回答	21	3.7

図表2-1-8

「6.その他」の回答内容

○　自転車歩行者道にしている

○　自転車歩行者道にし、通行位置を明示している

○　ソフト施策（意識・啓発活動、自転車利用看板設置等）により歩行者の安全性を確保する

問7　貴自治体の管内では、国道や県道の管理者との連携を含め、歩道において自転車が安全に通行するための対策は、どのようになっていますか。(複数回答)

歩道において自転車が安全に通行するための対策は、「歩道に線を引いて自転車通行空間の明示をする」が16.8%、「歩道にカラー塗装をして自転車通行空間の明示をする」が16.2%、「歩道に自転車道を設ける」が8.6%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　歩道に線を引いて自転車通行空間の明示をする	95	16.8
2　歩道にカラー塗装をして自転車通行空間の明示をする	92	16.2
3　歩道に自転車道を設ける	49	8.6
4　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	368	64.9
5　その他	40	7.1
無回答	16	2.8

図表2-1-9

「5.その他」の回答内容

○　自転者運転者に注意を促すための路面シールを設置している

○　ソフト施策（意識・啓発活動、自転車利用看板設置等）により歩行者の安全性を確保する

○　幅員を拡幅している

○　ピクトグラムを設置している

○　構造的分離を行っている

問8　国道や県道の管理者との連携を含め、問6及び問7以外の整備方法で、どのように自転車通行空間の確保をされていますか。(複数回答)

問6及び問7以外の整備方法で、どのように自転車通行空間の確保をされているかについては、「ハンプ、ゾーン30 などを導入して、自動車交通の速度規制をして、安全な自転車通行空間を創出する」が15.7%、「幅員等の要件を満たさなくても、連続性を確保するため、自転車通行路としている」が2.6%、「平行する道路（細街路含む）で、自転車通行に適するものに自転車用の迂回路を設ける」が2.3%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　平行する道路(細街路含む)で、自転車通行に適するものに自転車用の迂回路を設ける	13	2.3
2　公共交通の充実、自動車の乗り入れの抑制等により自動車交通を減らして自転車通行空間を確保する	5	0.9
3　ハンプ、ゾーン30 などを導入して、自動車交通の速度規制をして、安全な自転車通行空間を創出する	89	15.7
4　幅員等の要件を満たさなくても、連続性を確保するため、自転車通行路としている	15	2.6
5　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	407	71.8
6　その他	27	4.8
無回答	33	5.8

図表2-1-10

「6.その他」の回答内容

○　路肩部分を活用した自転車通行空間の確保について検討していく

○　車線を減じて自転車道を整備

○　河川改修に合わせて自転車歩行者専用道路を設けている

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備

3-1 放置自転車対策について

問1 放置自転車問題が生じていますか。

放置自転車問題は、「生じている」が70.7%、「生じていない」が28.0%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 生じている	401	70.7
2 生じていない	159	28.0
無回答	7	1.3
合　計	567	100.0

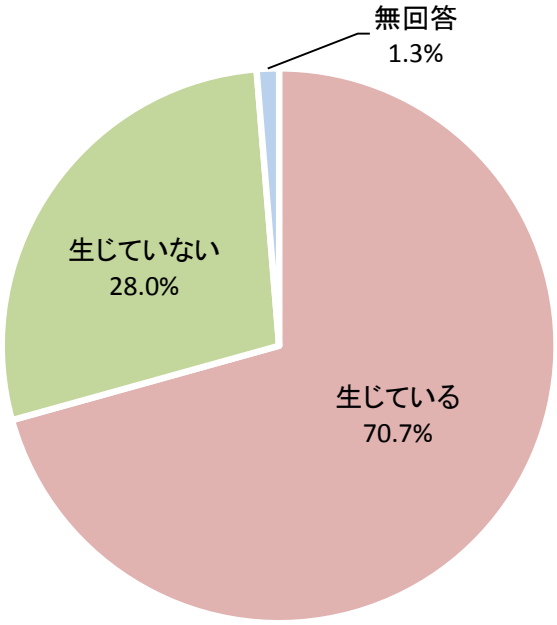

図表3-1-1

問2　貴自治体における放置自転車の台数をご記入ください。台数は平成25年度内の任意の1日の合計台数、もしくは内閣府実施の「駅周辺における放置自転車等の実態調査」の結果に基づいてお答えください。

放置自転車の台数の台数は、「1台以上～50台未満」が40.1%、「50台以上～100台未満」が11.5%、「100台以上～200台未満」が9.0%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

台数	度数	パーセント
1　1台以上～50台未満	161	40.1
2　50台以上～100台未満	46	11.5
3　100台以上～200台未満	36	9.0
4　200台以上～500台未満	30	7.5
5　500台以上～1000台未満	26	6.5
6　1000台以上～2000台未満	17	4.2
7　2000台以上～5000台未満	13	3.2
8　5000台以上～10000台未満	4	1.0
9　10000台以上	4	1.0
無回答	64	16.0
合　計	401	100.0

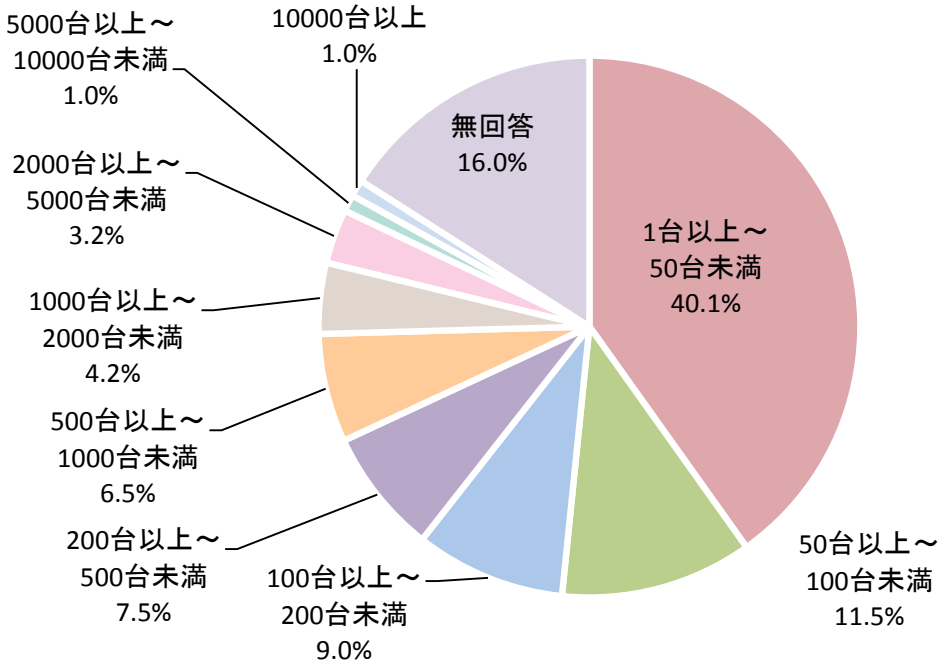

図表3-1-2

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

(1)駅前

「生じている」が93.5%、「生じていない」が5.0%である。
依然として多くの市区町村で駅前を中心とした放置自転車問題を認識している。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　生じている	375	93.5
2　生じていない	20	5.0
無回答	6	1.5
合　計	401	100.0

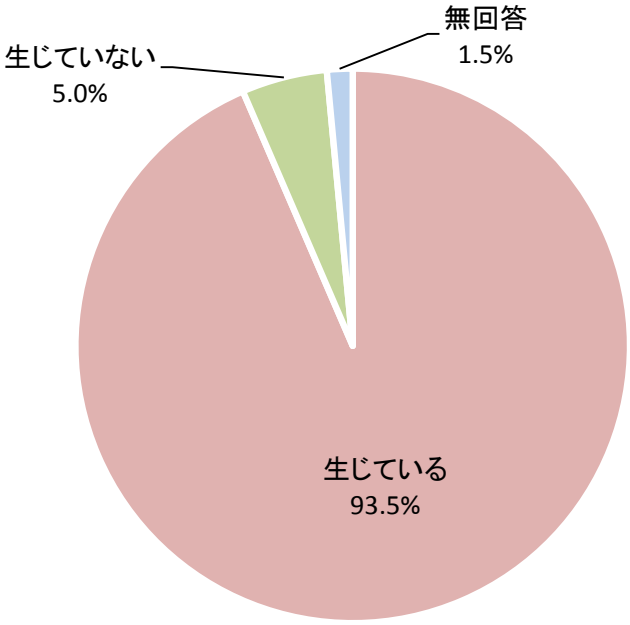

図表3-1-3

(1)駅前(傾向)

「改善している」が56.8%である。一方で「変化なし」が33.1%、「悪化している」が2.1%（8市区町村）である。

母数＝375（3-1、問3　駅前「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　改善している	213	56.8
2　変化なし	124	33.1
3　悪化している	8	2.1
4　わからない	13	3.5
無回答	17	4.5
合　計	375	100.0

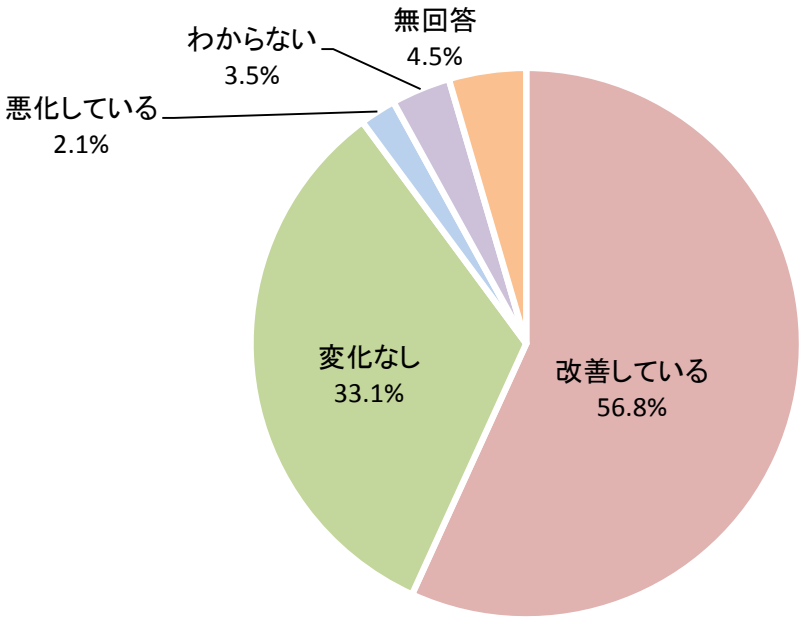

図表3-1-4

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

(2)商店街

「生じている」が45.9%、「生じていない」が43.4%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　生じている	184	45.9
2　生じていない	174	43.4
無回答	43	10.7
合　計	401	100.0

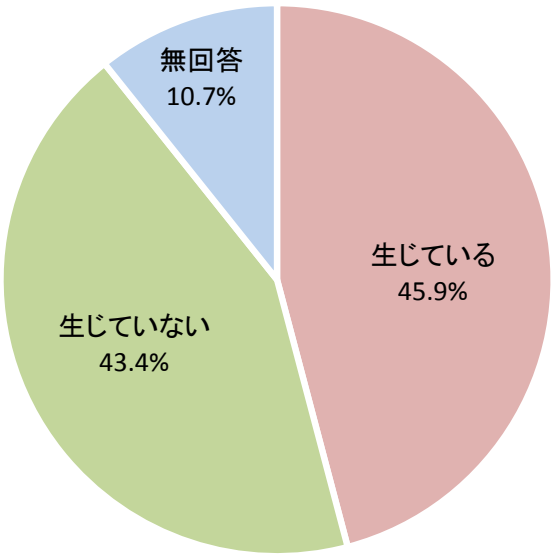

図表3-1-5

(2)商店街(傾向)

「改善している」が47.3%である。一方で「変化なし」が31.0%である。

母数＝184 (3-1、問3　商店街「1.生じている」と回答)

選択肢	度数	パーセント
1　改善している	87	47.3
2　変化なし	57	31.0
3　悪化している	0	0.0
4　わからない	35	19.0
無回答	5	2.7
合　計	184	100.0

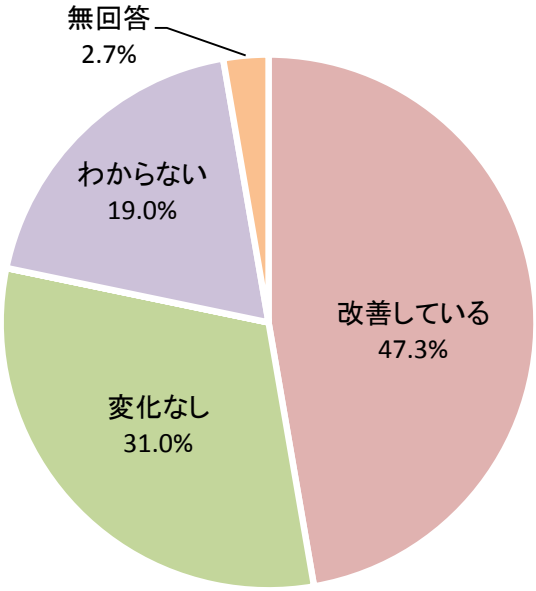

図表3-1-6

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

(3)大規模商業施設

「生じている」が34.4%、「生じていない」が51.4%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　生じている	138	34.4
2　生じていない	206	51.4
無回答	57	14.2
合　計	401	100.0

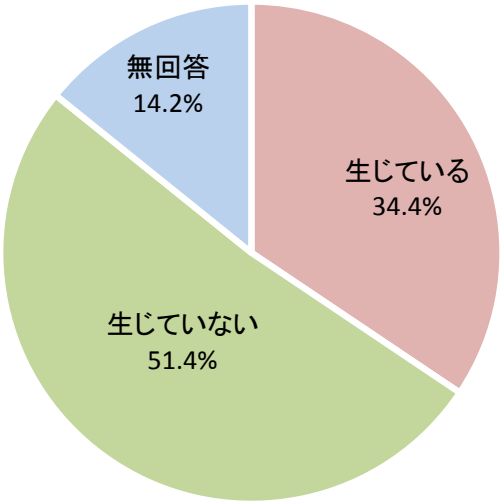

図表3-1-7

(3)大規模商業施設(傾向)

「改善している」が39.1%である。一方で「変化なし」が23.2%、「悪化している」が2.9%（4市区町村）である。

母数＝138（3-1、問3　大規模商業施設「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　改善している	54	39.1
2　変化なし	32	23.2
3　悪化している	4	2.9
4　わからない	46	33.3
無回答	2	1.5
合　計	138	100.0

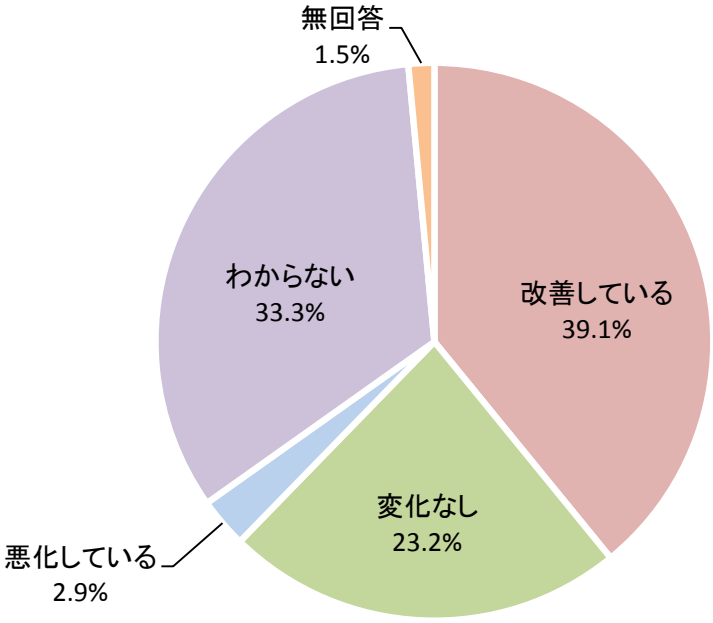

図表3-1-8

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

(4)住宅地

「生じている」が39.4%、「生じていない」が49.1%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　生じている	158	39.4
2　生じていない	197	49.1
無回答	46	11.5
合　計	401	100.0

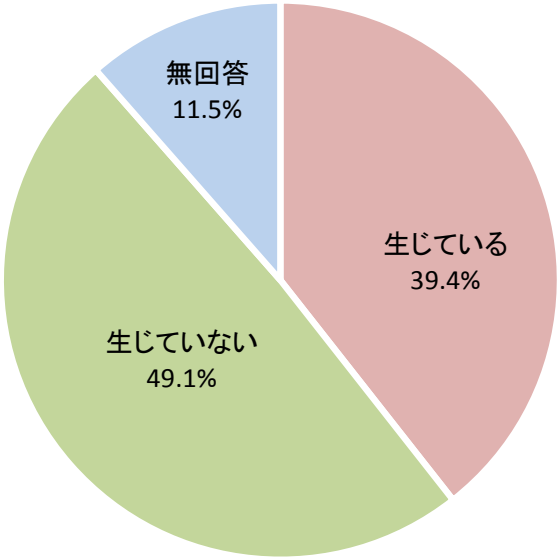

図表3-1-9

(4)住宅地(傾向)

「改善している」が27.2%である。一方で「変化なし」が43.7%、「悪化している」が3.2%（5市区町村）である。

母数＝158（3-1、問3　住宅地「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　改善している	43	27.2
2　変化なし	69	43.7
3　悪化している	5	3.2
4　わからない	35	22.2
無回答	6	3.7
合　計	158	100.0

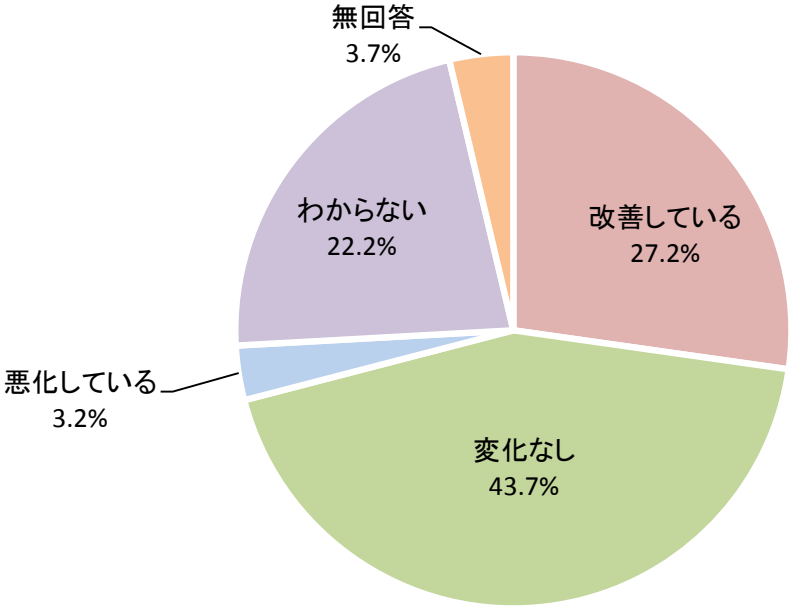

図表3-1-10

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

(5)その他

「生じている」が9.7%、「生じていない」が17.5%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　生じている	39	9.7
2　生じていない	70	17.5
無回答	292	72.8
合　計	401	100.0

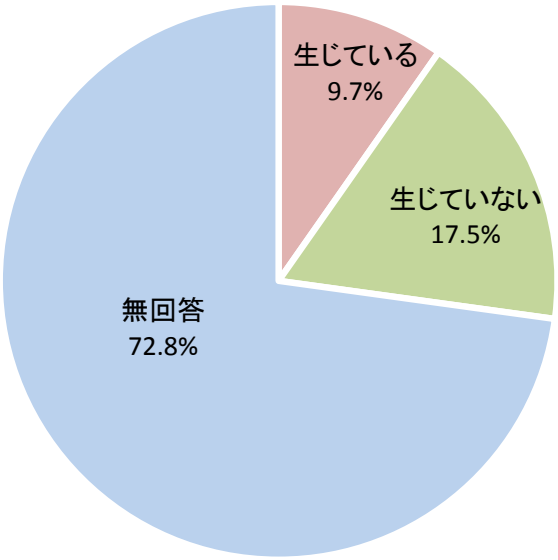

図表3-1-11

(5)その他(傾向)

「改善している」が28.2%である。一方で「変化なし」が53.8%、「悪化している」が5.1%（2市区町村）である。

母数＝**39**（3-1、問3　その他「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　改善している	11	28.2
2　変化なし	21	53.8
3　悪化している	2	5.1
4　わからない	4	10.3
無回答	1	2.6
合　計	39	100.0

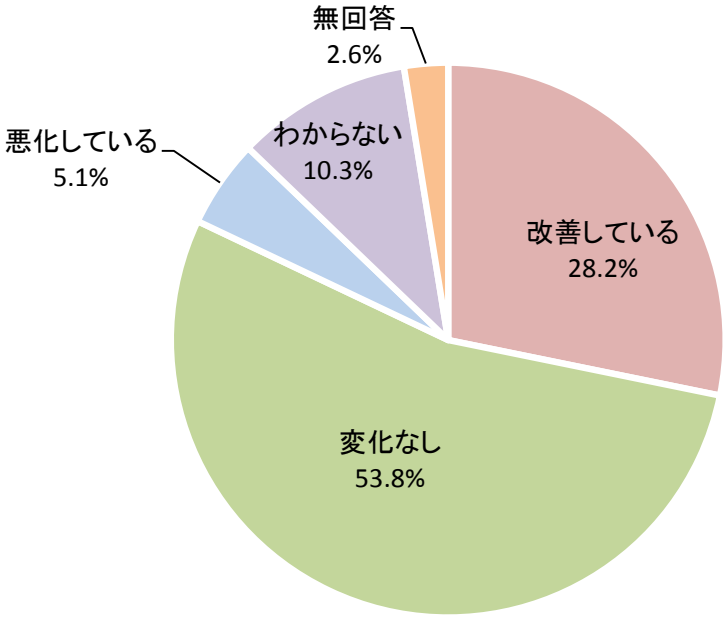

図表3-1-12

問4　貴自治体における放置自転車問題は平成23年度と25年度を比べた時どのような状況になっていますか。

※内閣府が実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査」を行っている場合はその結果に基づきお答えください。

放置自転車問題は平成23年度と25年度を比べた時、「改善している」が47.6%である。一方で「特に変化していない」が34.4%、「悪化している」が4.2%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　ほぼ問題は解消している	9	2.2
2　改善している	191	47.6
3　悪化している	17	4.2
4　特に変化していない	138	34.4
5　わからない	44	11.0
無回答	2	0.6
合　計	401	100.0

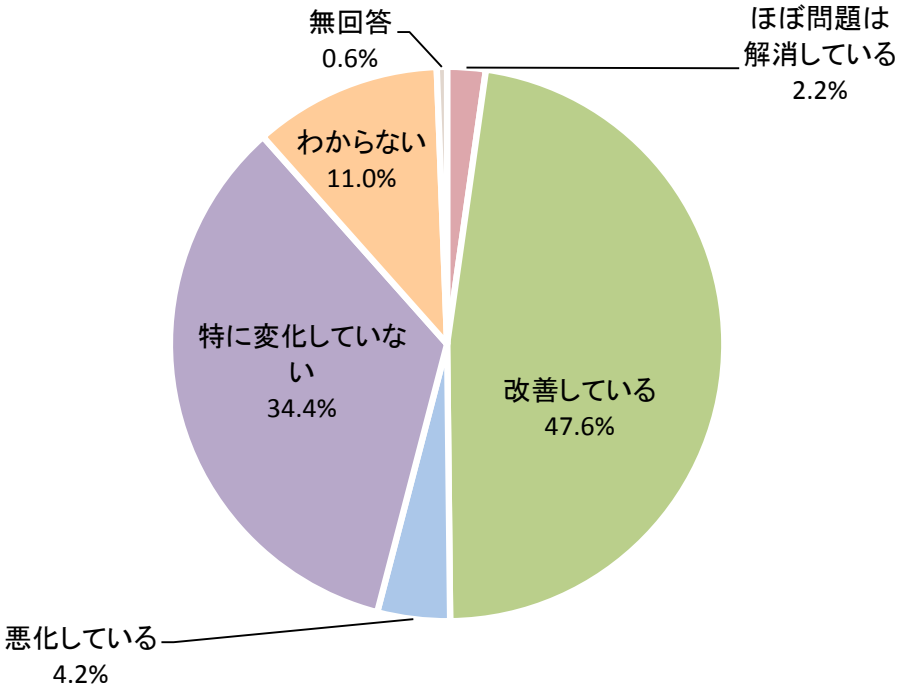

図表3-1-13

問5　問4の1、2 と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

「放置自転車の撤去回数を増やした」が41.0%、「自転車駐車場の利用率が向上した」が30.0%、「街頭キャンペーン等の啓発活動を行った」が31.5%である。

母数＝**200**（3-1、問4「1.ほぼ問題は解消している」又は「2.改善している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　放置自転車の撤去回数を増やした	82	41.0
2　自転車駐車場の利用率が向上した	60	30.0
3　街頭キャンペーン等の啓発活動を行った	63	31.5
4　その他	77	38.5
無回答	3	1.5

図表3-1-14

問6　問4の3と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

「自転車利用者が増加した」が35.3%（6市区町村）、「新たな放置自転車の発生源が増えた」が23.5%（4市区町村）である。

母数＝**17**（3-1、問4「3.悪化している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車利用者が増加した	6	35.3
2　新たな放置自転車の発生源が増えた	4	23.5
3　自転車駐車場の収容台数を増やすことができない	3	17.6
4　放置自転車を撤去する人員を増やすことができない	3	17.6
5　自転車駐車場の利用率が低下している	1	5.9
6　その他	4	23.5
無回答	1	5.9

図表3-1-15

問7　放置自転車を撤去する取組みを行っていますか。

放置自転車を撤去する取組みは、「既に実施中」が94.3%、「施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している」が0.7%（3市区町村）、「必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない」が3.2%である。

母数＝**401**（3-1、問1「1.生じている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　既に実施中	378	94.3
2　施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	3	0.7
3　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	13	3.2
4　必要性を認識していない	1	0.2
無回答	6	1.6
合　計	401	100.0

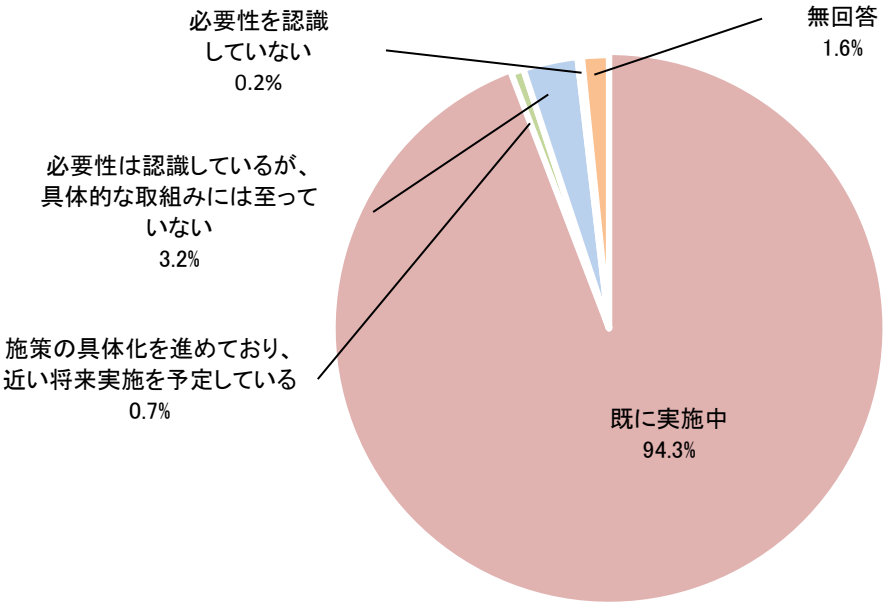

図表3-1-16

問8　放置自転車に関する条例を定めていますか。

放置自転車に関する条例を「定めている」が57.8%、「定めていない」が28.7%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	328	57.8
2　定めている	163	28.7
無回答	76	13.5
合　計	567	100.0

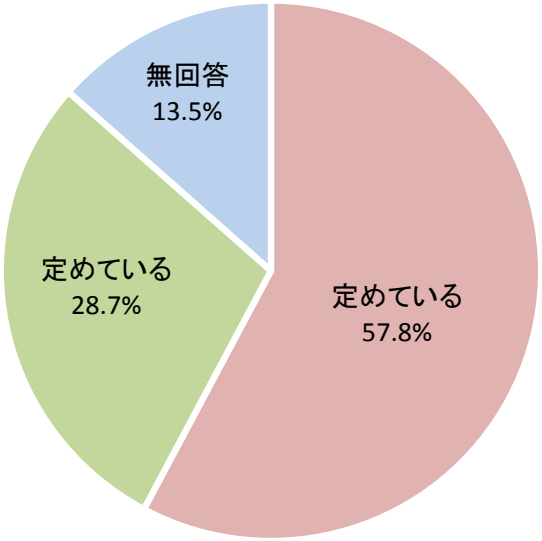

図表3-1-17

問9　放置自転車対策に関する改善目標を定めていますか。

放置自転車に関する改善目標を「定めている」が12.0%、「定めていない」が74.8%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	68	12.0
2　定めていない	424	74.8
無回答	75	13.2
合　計	567	100.0

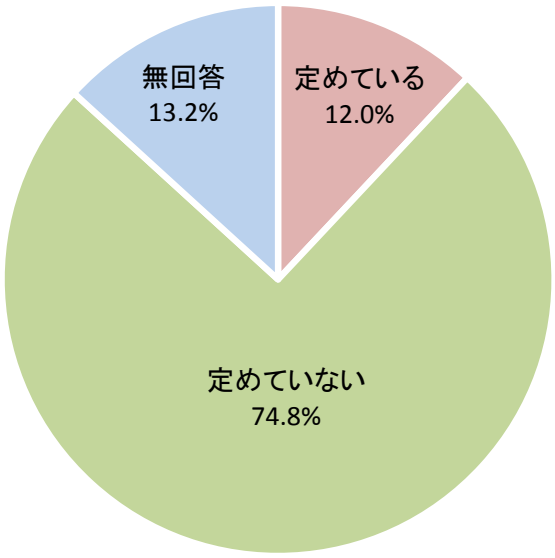

図表3-1-18

問10　その改善目標はどの程度達成されていますか。

改善目標の達成状況は、「80%以上」が57.4%である。一方で「着手したばかりである」が17.6%である。

母数＝68（3-1、問9「1.定めている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　80%以上	39	57.4
2　50%程度	6	8.8
3　25%程度	3	4.4
4　着手したばかりである	12	17.6
5　着手していない	3	4.4
無回答	5	7.4
合　計	68	100.0

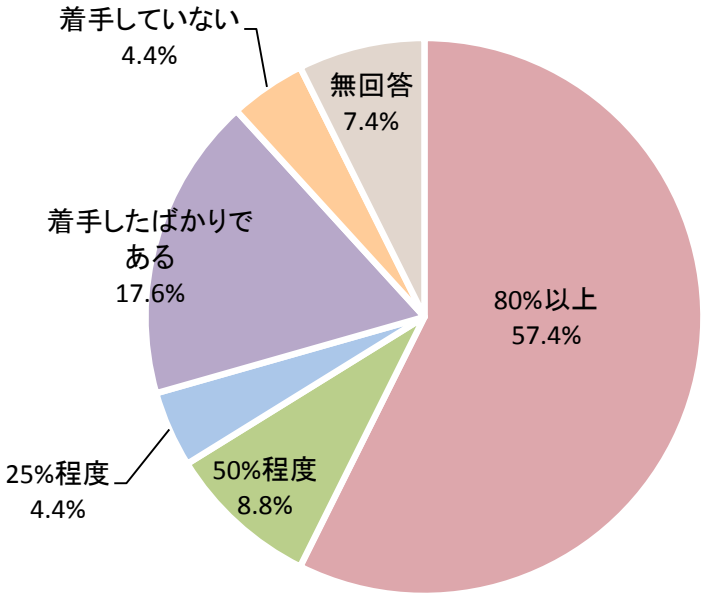

図表3-1-19

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備

3-2 自転車駐車場について

問1 貴自治体が管理する(指定管理者を含む)自転車駐車場の平成25年度内の任意の時点の収容能力と、駐車台数(実収容台数)をご記入ください。

※内閣府が実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査」を行っている場合 はその回答に基づいてお答えください。

(1)自転車駐車場の収容能力

自転車駐車場の収容能力は、「500台以上～1000台未満」が14.5%、「1000台以上～2000台未満」が12.5%、「2000台以上～5000台未満」が11.8%である。

1000台以上が約5割である。

母数＝567（回答総数）

台数	度数	パーセント
1 1台以上～250台未満	60	10.6
2 250台以上～500台未満	44	7.8
3 500台以上～1000台未満	82	14.5
4 1000台以上～2000台未満	71	12.5
5 2000台以上～5000台未満	67	11.8
6 5000台以上～10000台未満	60	10.6
7 10000台以上～20000台未満	35	6.2
8 20000台以上	33	5.8
無回答	115	20.2
合　計	567	100.0

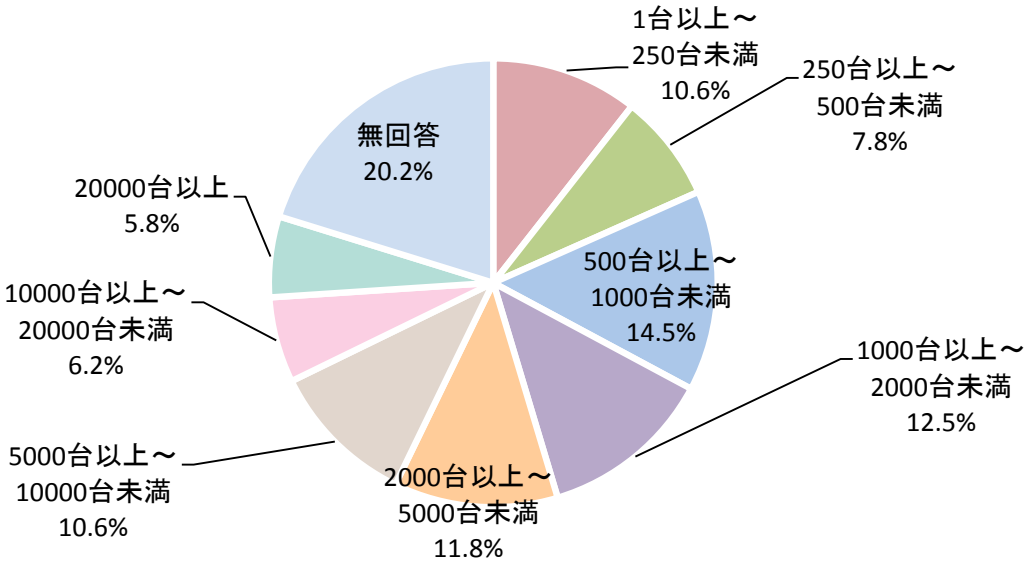

図表3-2-1

(2)自転車駐車場の駐車台数(実収容台数)

自転車駐車場の駐車台数(実収容台数)は、「1台以上～250台未満」が13.8%、「2000台以上～5000台未満」が12.3%、「250台以上～500台未満」が10.9%である。

母数＝567（回答総数）

台数	度数	パーセント
1　1台以上～250台未満	78	13.8
2　250台以上～500台未満	62	10.9
3　500台以上～1000台未満	60	10.6
4　1000台以上～2000台未満	56	9.9
5　2000台以上～5000台未満	70	12.3
6　5000台以上～10000台未満	44	7.8
7　10000台以上～20000台未満	25	4.4
8　20000台以上	25	4.4
無回答	147	25.9
合　計	567	100.0

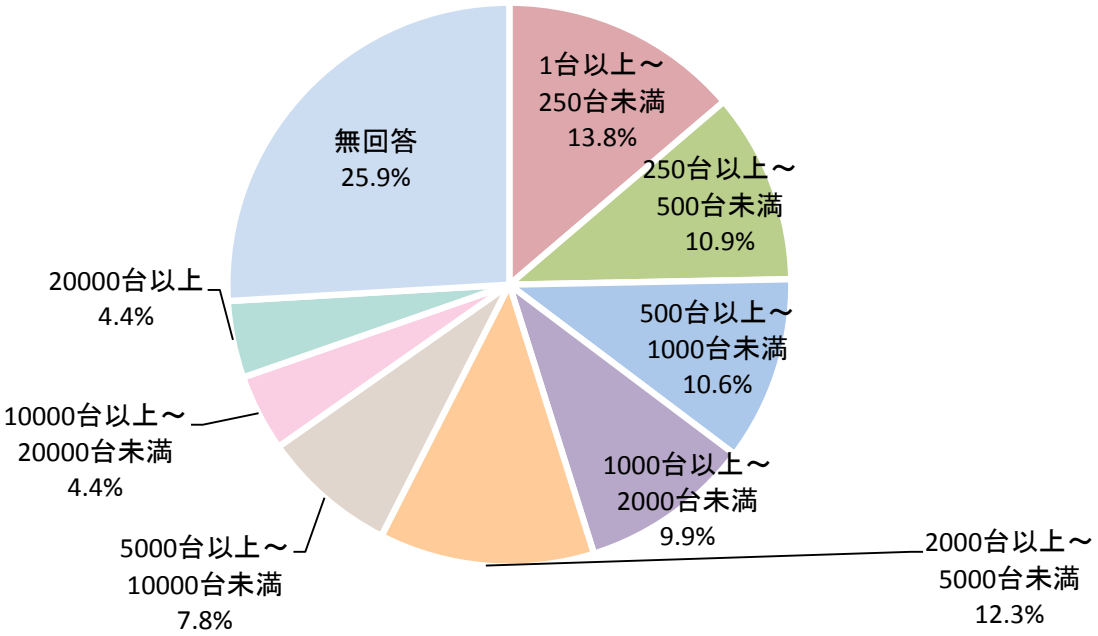

図表3-2-2

問2　貴自治体が管理する（指定管理者を含む）自転車駐車場の収容台数は3年前と比べてどのような状況になっていますか。

自転車駐車場の収容台数は3年前と比べて、「増加している」が23.3%、「変化していない」が58.9%、「減少している」が10.2%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　増加している	132	23.3
2　変化していない	334	58.9
3　減少している	58	10.2
無回答	43	7.6
合　計	567	100.0

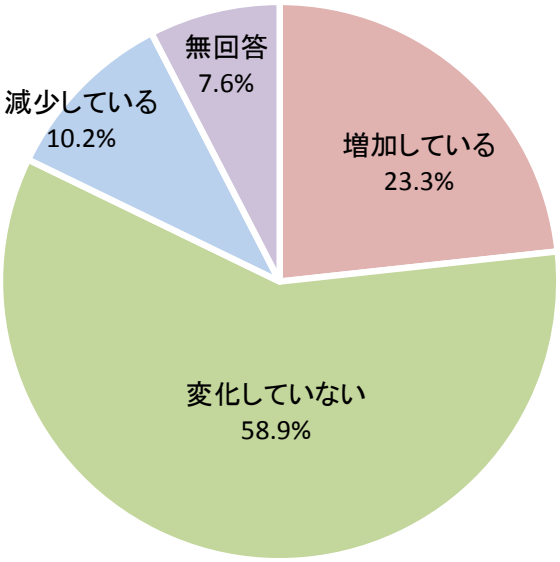

図表3-2-3

問3　問2の3と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

自転車駐車場の収容台数が3年前と比べて減少している理由は、「民間の自転車駐車場が増えた」が15.5%、「需要低下の為、自転車駐車場を縮小・閉鎖した」が15.5%である。

母数＝**58**（3-2、問2「3.減少している」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　民間の自転車駐車場が増えた	9	15.5
2　老朽化した自転車駐車場を閉鎖した	1	1.7
3　需要低下の為、自転車駐車場を縮小・閉鎖した	9	15.5
4　その他	38	65.5
無回答	6	10.3

図表3-2-4

「4.その他」の回答内容

○　大型化している自転車・バイクに合わせて1台あたりのスペースを拡大したため

○　原動機付き自転車の利用増加に伴い、自転車の収容スペースを転用した

問4　自転車駐車場の収容台数の数値目標を定めていますか。

自転車駐車場の収容台数の数値目標を「定めている」が6.0%、「定めていない」が87.1%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	34	6.0
2　定めていない	494	87.1
無回答	39	6.9
合　計	567	100.0

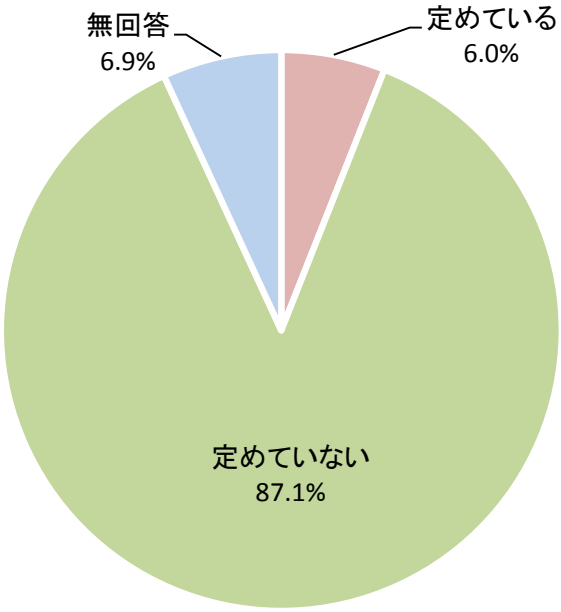

図表3-2-5

問5　その数値目標はどの程度達成されていますか。

自転車駐車場の収容台数の数値目標の達成状況は、「80%以上」が79.4%、「50%程度」が8.8%、「着手したばかりである」が3.0%である。

母数＝**34**（3-2、問4「1.定めている」と回答）

選択肢	度数	パーセント
1　80%以上	27	79.4
2　50%程度	3	8.8
3　25%程度	0	0.0
4　着手したばかりである	1	3.0
5　着手していない	0	0.0
無回答	3	8.8
合　計	34	100.0

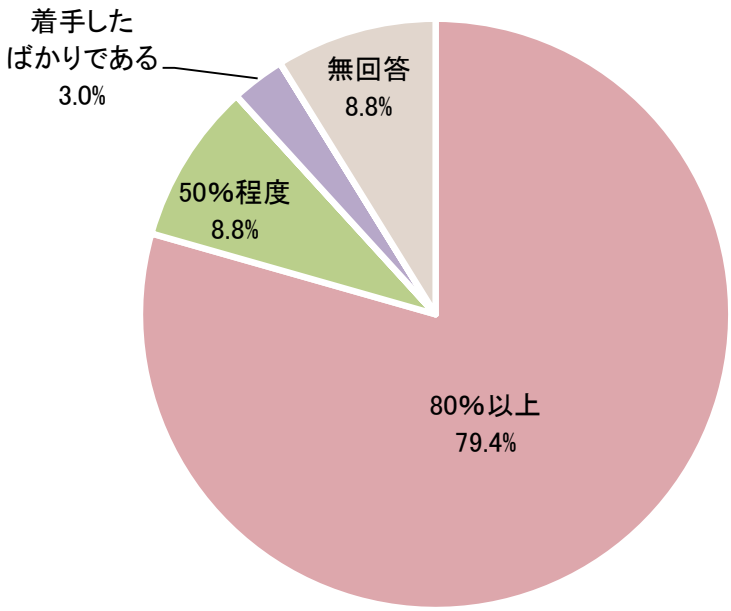

図表3-2-6

問6　貴自治体が現在管理する（指定管理者含む）自転車駐車場はいつごろ整備されたものですか。平成27年10月1日時点での設置箇所数と収容台数を年代別に分かる範囲でご記入ください。

1985年度以前 設置箇所数

1985年度以前の設置箇所数は、「1箇所以上～10箇所未満」が90.7%、「10箇所以上～20箇所未満」が6.1%である。

母数＝182（総数より無回答を除外）

箇所数	度数	パーセント
1　1箇所以上～10箇所未満	165	90.7
2　10箇所以上～20箇所未満	11	6.1
3　20箇所以上～30箇所未満	2	1.1
4　30箇所以上～40箇所未満	2	1.1
5　40箇所以上～50箇所未満	1	0.5
6　50箇所以上	1	0.5
合　計	182	100.0

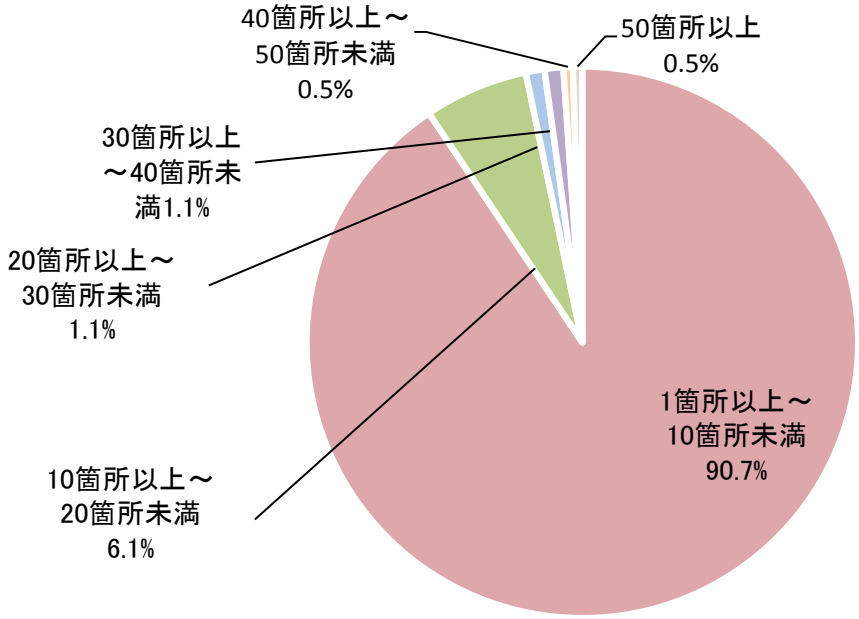

図表3-2-7

1985年度以前 収容台数

1985年度以前の収容台数は、「1台以上～250台未満」が20.5%、「2000台以上～5000台未満」が18.3%、「250台以上～500台未満」が17.1%である。

母数＝175（総数より無回答を除外）

台数	度数	パーセント
1　1台以上～250台未満	36	20.5
2　250台以上～500台未満	30	17.1
3　500台以上～1000台未満	29	16.6
4　1000台以上～2000台未満	28	16.0
5　2000台以上～5000台未満	32	18.3
6　5000台以上～10000台未満	12	6.9
7　10000台以上～100000台未満	8	4.6
合　計	175	100.0

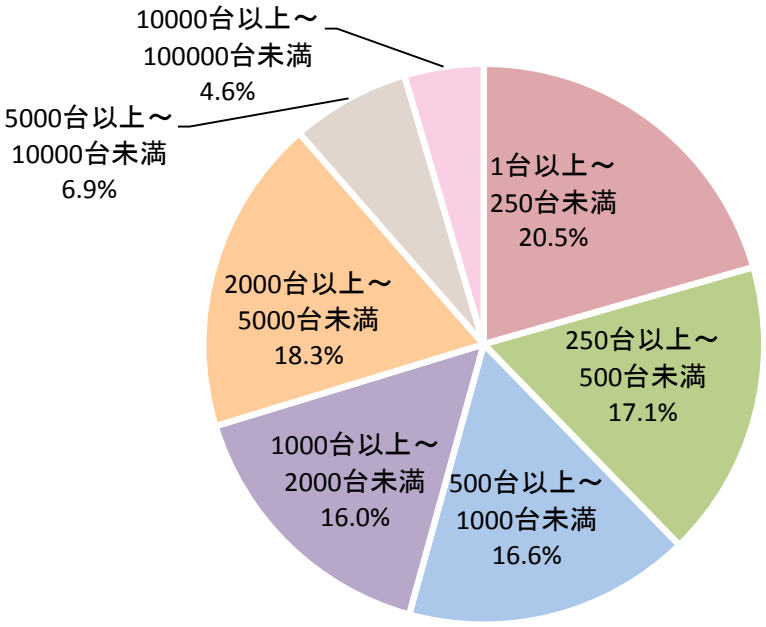

図表3-2-8

1986年度～1995年度 設置箇所数

1986年度～1995年度の設置箇所数は、「1箇所以上～10箇所未満」が85.0%、「10箇所以上～20箇所未満」が9.4%、「20箇所以上～30箇所未満」が3.0%である。

母数＝**267**（総数より無回答を除外）

箇所数	度数	パーセント
1　1箇所以上～10箇所未満	227	85.0
2　10箇所以上～20箇所未満	25	9.4
3　20箇所以上～30箇所未満	8	3.0
4　30箇所以上～40箇所未満	4	1.5
5　40箇所以上	3	1.1
合　計	267	100.0

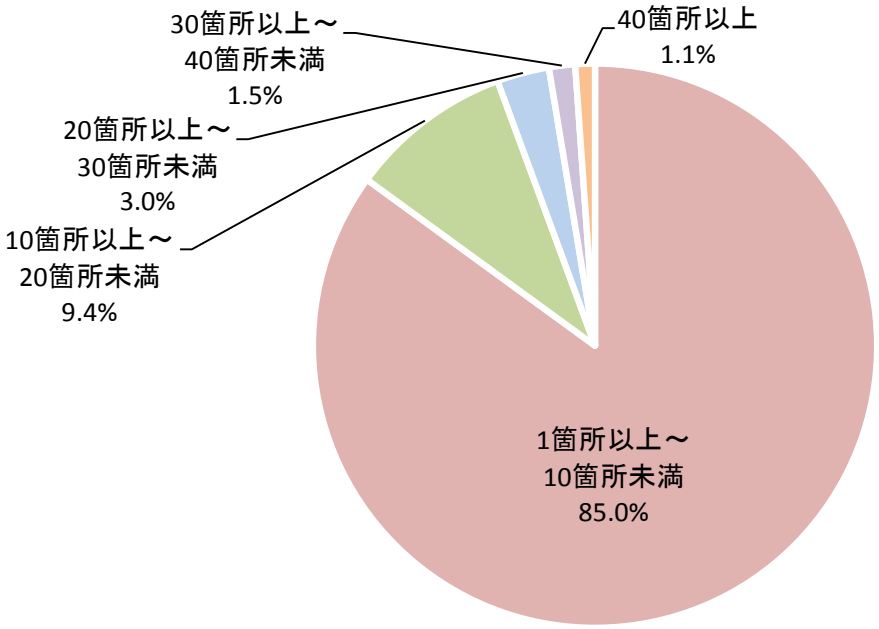

図表3-2-9

1986年度～1996年度 収容台数

1986年度～1995年度の収容台数は、「2000台以上～5000台未満」が20.1%、「1台以上～250台未満」が18.9%、「500台以上～1000台未満」が16.2%である。

母数＝**259**（総数より無回答を除外）

台数	度数	パーセント
1　1台以上～250台未満	49	18.9
2　250台以上～500台未満	34	13.1
3　500台以上～1000台未満	42	16.2
4　1000台以上～2000台未満	41	15.8
5　2000台以上～5000台未満	52	20.1
6　5000台以上～10000台未満	25	9.7
7　10000台以上～100000台未満	16	6.2
合　計	259	100.0

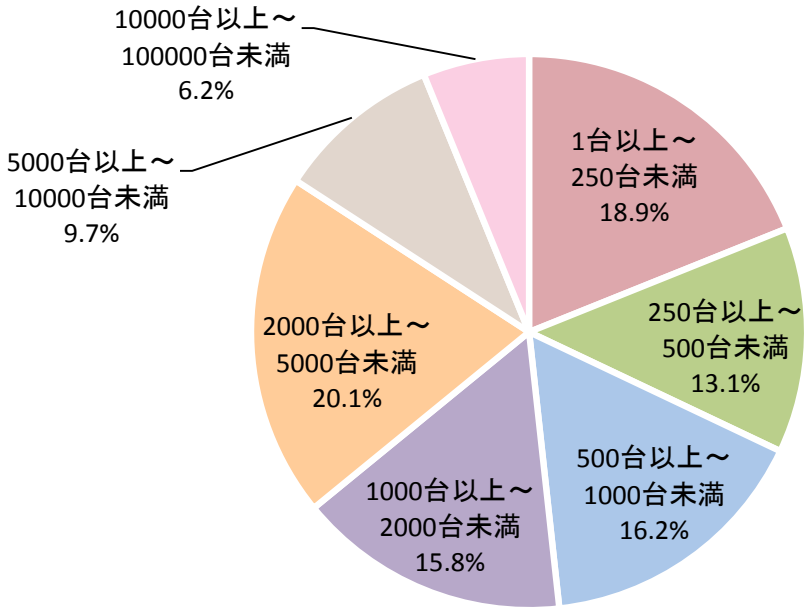

図表3-2-10

1996年度～2015年度 設置箇所数

1995年度～2015年度の設置箇所数は、「1箇所以上～10箇所未満」が78.6%、「10箇所以上～20箇所未満」が10.3%、「20箇所以上～30箇所未満」が4.9%である。

母数＝387（総数より無回答を除外）

箇所数	度数	パーセント
1　1箇所以上～10箇所未満	304	78.6
2　10箇所以上～20箇所未満	40	10.3
3　20箇所以上～30箇所未満	19	4.9
4　30箇所以上～40箇所未満	10	2.6
5　40箇所以上～50箇所未満	5	1.3
6　50箇所以上	9	2.3
合　計	387	100.0

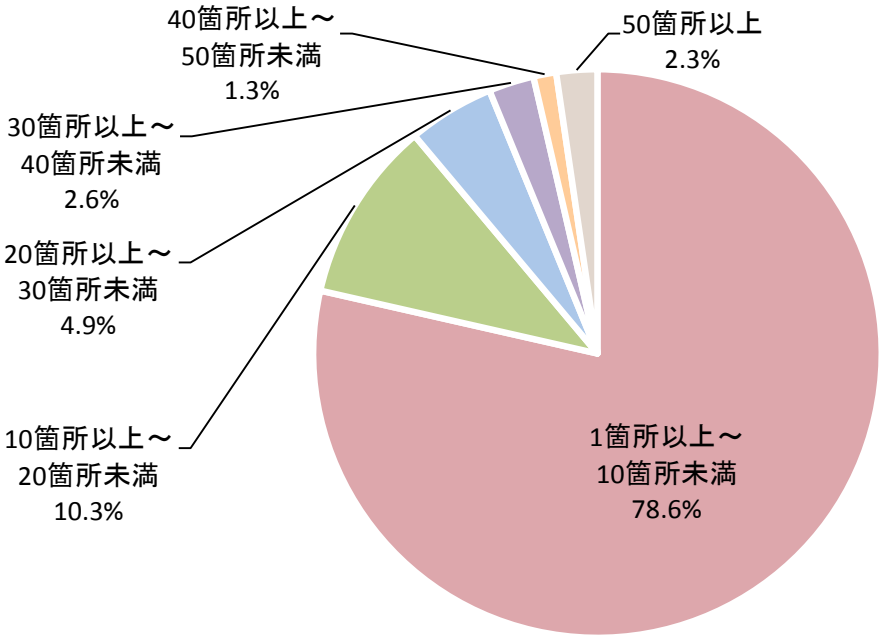

図表3-2-11

1996年度～2015年度 収容台数

1996年度～2015年度の収容台数は、「1台以上～250台未満」が22.6%、「2000台以上～5000台未満」が16.7%、「1000台以上～2000台未満」が14.6%である。

母数＝377（総数より無回答を除外）

台数	度数	パーセント
1　1台以上～250台未満	85	22.6
2　250台以上～500台未満	48	12.7
3　500台以上～1000台未満	49	13.0
4　1000台以上～2000台未満	55	14.6
5　2000台以上～5000台未満	63	16.7
6　5000台以上～10000台未満	42	11.1
7　10000台以上～100000台未満	35	9.3
合　計	377	100.0

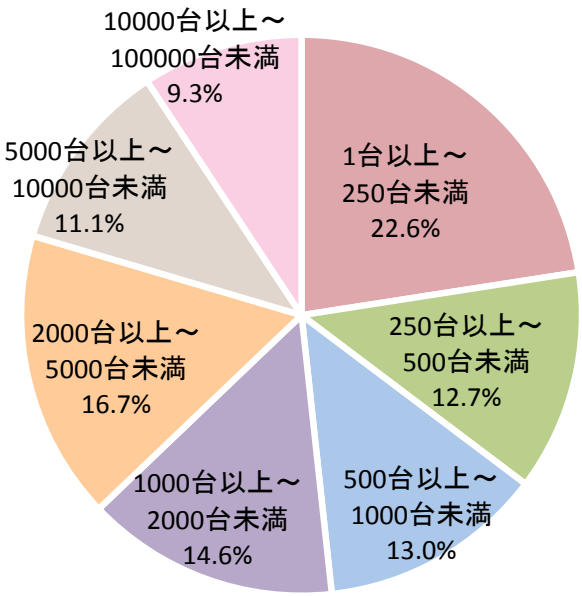

図表3-2-12

問7　自転車駐車場について利用者以外からの意見を聞いたことがありますか。なお、自転車駐車対策協議会等の自転車駐車場に関して設置されている委員会以外についてお答えください。

自転車駐車場について利用者以外からの意見を「聞いたことがある」が15.9%、「聞いたことがない」が45.7%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　聞いたことがある	90	15.9
2　聞いたことがない	259	45.7
3　わからない	162	28.6
無回答	56	9.8
合　計	567	100.0

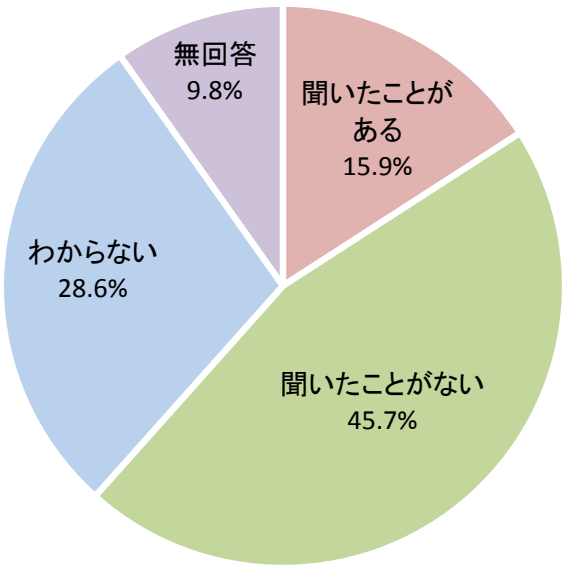

図表3-2-13

4. 自転車利用者の安全意識やルール、マナーの向上を目的とする取組み

問1 自転車利用者の安全意識、ルール、マナーに関する状況を判断するためにどのような調査を行っていますか。(複数回答)

自転車利用者の安全意識、ルール、マナーに関する状況を判断するための調査は、「自転車関連事故件数」が22.4%、「学校や企業への交通安全教育の状況」が17.6%、「住民からの苦情や聞き取り（ヒヤリ・ハット等）」が11.6%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1 自転車利用者の安全意識、ルール、マナーに関する市民に対するアンケート	43	7.6
2 自転車関連事故件数	127	22.4
3 自転車交通ルールの遵守状況	34	6.0
4 学校や企業への交通安全教育の状況	100	17.6
5 自転車保険加入率	11	1.9
6 自転車の安全施策に関する満足度	15	2.6
7 住民からの苦情や聞き取り(ヒヤリ・ハット等)	66	11.6
8 調査を行っていない	356	62.8
9 その他	23	4.1
無回答	3	0.5

図表4-1-1

「9.その他」の回答内容

- ○ 学校や老人クラブでの交通安全教室を通じてのルール・マナーの理解度の把握
- ○ プロドライバーに対するアンケート
- ○ 警察署等から提供のあった交通事故件数等の資料を用いて経年の変化を把握している
- ○ 小学生の自転車ヘルメットの着用状況調査
- ○ イベントで自転車の交通ルールに関するクイズを実施し、ルール・マナーの認知度を調べた
- ○ 地域からの自転車安全教室の開催の要望が年々増加しており、参加人数が安全意識を計るバロメーターになっている

問2　問1を踏まえ、貴自治体内の自転車利用者の安全意識、ルール、マナーは以前と比べてどのように変化していますか。

自転車利用者の安全意識、ルール、マナーは以前と比べてどのように変化しているかでは、「改善している」が14.8%である。
一方で「目立った変化はない」が44.6%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢		度数	パーセント
1	改善している	84	14.8
2	目立った変化はない	253	44.6
3	悪化している	7	1.2
4	わからない	203	35.8
	無回答	20	3.6
合　計		567	100.0

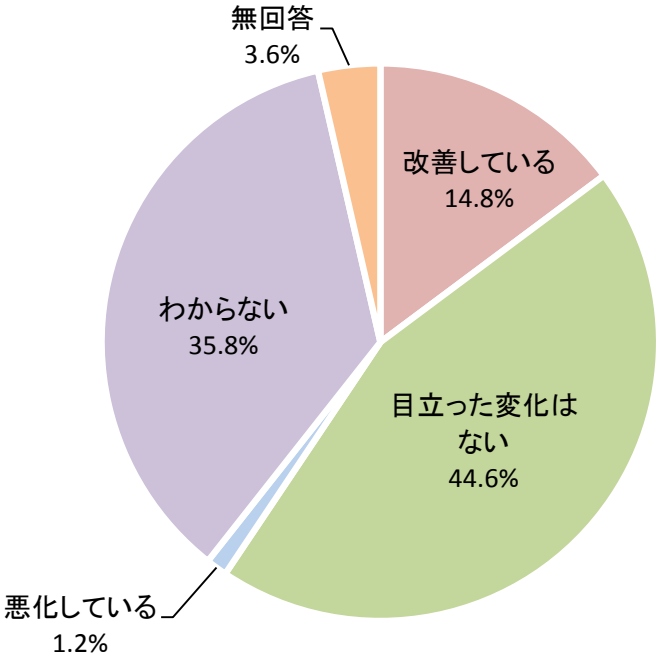

図表4-1-2

問3　自転車利用者の安全意識、ルール、マナーの向上を図るための条例を定めていますか。定めている場合はその条例名をご記入ください。

自転車利用者の安全意識、ルール、マナーの向上を図るための条例を「定めている」が11.6%、「定めていない」が87.5%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　定めている	66	11.6
2　定めていない	496	87.5
無回答	5	0.9
合　計	567	100.0

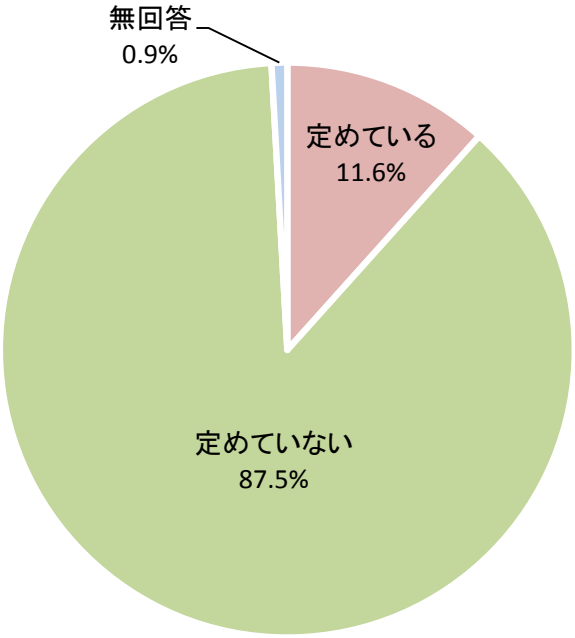

図表4-1-3

No	都道府県	市区町村名	条例名
1	北海道	旭川市	旭川市自転車の放置の防止に関する条例
2	青森県	青森市	青森市交通安全条例
3	岩手県	盛岡市	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例
4	岩手県	北上市	北上市自転車駐車秩序条例
5	山形県	米沢市	米沢市自転車等放置防止条例
6	山形県	東根市	東根市交通安全条例
7	茨城県	取手市	取手市自転車安全利用条例
8	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市交通安全条例
9	群馬県	安中市	安中市市営自転車等駐輪場条例
10	埼玉県	上尾市	上尾市自転車の安全な利用に関する条例
11	埼玉県	戸田市	戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例
12	埼玉県	坂戸市	坂戸市自転車の安全な利用に関する条例
13	埼玉県	滑川町	滑川町自転車放置の防止に関する条例
14	千葉県	市川市	市川市自転車の安全利用に関する条例
15	千葉県	流山市	流山市自転車の安全利用に関する条例
16	千葉県	八千代市	八千代市自転車の放置防止に関する条例
17	千葉県	浦安市	浦安市自転車の安全利用に関する条例
18	千葉県	印西市	印西市役所自転車の安全・安心利用に関する条例
19	千葉県	東庄町	東庄町交通安全条例
20	東京都	千代田区	千代田区自転車等の放置防止及び 自転車駐車場の整備に関する条例
21	東京都	新宿区	新宿区自転車等の適正利用の推進および自転車等駐輪場の整備に関する条例
22	東京都	台東区	東京都台東区自転車安全利用促進条例
23	東京都	板橋区	東京都板橋区自転車安全利用条例
24	東京都	練馬区	交通安全都市練馬区宣言
25	東京都	葛飾区	葛飾区役所自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例
26	東京都	三鷹市	三鷹市自転車の安全利用に関する条例
27	東京都	府中市	府中市自転車の安全利用に関する条例
28	東京都	国立市	国立市自転車安全利用促進条例
29	東京都	福生市	福生市自転車等の放置等に関する条例
30	神奈川県	厚木市	厚木市自転車安全利用促進条例
31	神奈川県	大和市	大和市自転車等の放置防止に関する条例

No	都道府県	市区町村名	条例名
32	新潟県	柏崎市	新潟県柏崎市自転車等放置防止に関する条例
33	石川県	金沢市	金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例
34	長野県	長野市	長野市自転車等の適正利用の促進に関する条例
35	長野県	松本市	松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例
36	長野県	諏訪市	諏訪市交通安全条例 諏訪市放置自転車等の 防止に関する条例
37	静岡県	浜松市	浜松市交通安全条例
38	愛知県	豊田市	豊田市交通安全条例
39	愛知県	犬山市	犬山市交通安全条例
40	愛知県	常滑市	常滑市自転車等の放置の防止に関する条例
41	愛知県	江南市	江南市自転車等の放置の防止に関する条例
42	愛知県	小牧市	小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例
43	愛知県	新城市	新城市交通安全条例
44	愛知県	大府市	大府市交通安全条例
45	滋賀県	草津市	草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例
46	京都府	京都市	京都市自転車安心安全条例
47	京都府	宇治市	宇治市自転車の安全な利用を促進する条例
48	京都府	木津川市	木津川市自転車等の放置防止に関する条例・木津川市自転車駐車場条例
49	大阪府	堺市	堺市自転車のまちづくり推進条例
50	大阪府	高槻市	高槻市自転車安全利用条例
51	大阪府	守口市	守口市自転車の安全利用の促進に関する条例
52	大阪府	寝屋川市	寝屋川市自転車安全利用条例
53	大阪府	大東市	大東市マナー条例
54	大阪府	箕面市	自転車安全利用条例
55	大阪府	門真市	門真市自転車安全利用に関するマナー条例
56	大阪府	摂津市	摂津市自転車安全利用倫理条例
57	兵庫県	伊丹市	伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例
58	兵庫県	宝塚市	宝塚市自転車の安全利用に関する条例
59	奈良県	奈良市	奈良市自転車等の安全利用に関する条例
60	和歌山県	那智勝浦町	那智勝浦町交通指導員設置条例
61	島根県	松江市	松江市自転車安全利用条例
62	愛媛県	今治市	今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例

No	都道府県	市区町村名	条例名
63	福岡県	福岡市	福岡市自転車の全利用に関する条例
64	長崎県	大村市	大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例
65	宮崎県	日南市	日南市自転車の放置防止に関する条例
66	鹿児島県	姶良市	姶良市自転車等の駐車対策に関する条例

図表4-1-4

問4　実施している自転車安全利用に関する施策を選択してください。また、その施策のうち、特に注力しているものを3つ上げ、その理由についてご記入ください。(複数回答)

(1)実施している施策

実施している自転車安全利用に関する施策は、「児童・生徒・学生を対象とした講習」が71.6%、「街頭キャンペーンによる啓発」が49.6%、「ポスターやパンフレット等の広告物による啓発」が47.1%である。

母数＝567（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車運転に係る免許証の交付・認定制度	69	12.2
2　児童・生徒・学生を対象とした講習	406	71.6
3　通勤者を対象とした講習	24	4.2
4　高齢者を対象とした講習	238	42.0
5　ポスターやパンフレット等の広告物による啓発	267	47.1
6　街頭キャンペーンによる啓発	281	49.6
7　レンタルや購入助成によるヘルメットの利用促進	20	3.5
8　自転車保険への加入促進の呼びかけ	114	20.1
9　その他	50	8.8
無回答	93	16.4

図表4-1-5

「9.その他」の回答内容

○　自転車シミュレーターを小中学校へ貸出している。

○　保護者、保育士、幼稚園教諭向けの講習

(2)注力している施策

自転車安全利用に関する施策で特に注力しているものは、「児童・生徒・学生を対象とした講習」が300市区町村、「街頭キャンペーンによる啓発」が166市区町村、「高齢者を対象とした講習」が163市区町村である。

選択肢		度数
1	自転車運転に係る免許証の交付・認定制度	36
2	児童・生徒・学生を対象とした講習	300
3	通勤者を対象とした講習	14
4	高齢者を対象とした講習	163
5	ポスターやパンフレット等の広告物による啓発	108
6	街頭キャンペーンによる啓発	166
7	レンタルや購入助成によるヘルメットの利用促進	13
8	自転車保険への加入促進の呼びかけ	46
9	その他	19
	無回答	234

図表4-1-6

注力している理由の回答内容

1 自転車運転に係る免許証の交付・認定制度

- ○ 免許証は講習会とセットで交付
- ○ 子どもなどの自転車事故防止
- ○ 免許証には安全点検の項目や自転車五則を表示しており、いつでも確認できるように携帯することを推進（市有施設の使用料割引の特典付）

2 児童・生徒・学生を対象とした講習

○ 目的は子供の交通事故防止
○ 交通安全意識の向上
○ 警察署や安全協会と連携して、交通指導員（交通専門指導員）を幼稚園、学校等に派遣して交通安全教室を開催
○ 参加体験型（実地型）で、スケアードストレイト教育技法、ダミー人形による巻き込み・衝突事故の再現などのプログラムを実施
○ 児童等の安全意識を高めることにより保護者の意識向上化
○ 年間登録の自転車駐車場の利用者を対象として安全講習会を開催

3 通勤者を対象とした講習

○ 一般の成人に安全意識の向上を図るため
○ 自転車の正しい乗り方や交通ルールの周知、ヘルメット着用促進を図るため
○ 企業単位で安全教育に取り組むよう講習会の実施
○ 道路交通法改正のため

4 高齢者を対象とした講習

○ 高齢者の自転車事故が増加傾向にあるため
○ 交通安全の普及啓発、交通安全意識の向上のため
○ 加齢に伴い身体機能の衰え、交通行動の低下を体験し確認してもらうため
○ 高齢者の交通ルールの周知、マナーの向上のため
○ 地域老人クラブ等からの要請

5 ポスターやパンフレット等の広告物による啓発

○ 広範囲にわたって継続的に施策等の周知に効果的なため
○ 交通安全、ルール・マナー等の意識改革、啓発のため
○ 駐輪場、学校、庁舎、商業施設等公共施設・集客施設における広報啓発のため
○ 安全講習、イベント等における広報啓発のため
○ 道路交通法改正により危険行為の罰則の強化等の周知のため

6 街頭キャンペーンによる啓発

○ 幅広い又は多くの対象に周知できるのは効果的
○ その場で一人一人に直接啓発・声掛けは効果的
○ 交通安全の日・安全週間などと合わせて効果的
○ 警察機関・地域連携・地域の参加ができるから
○ 多くの自転車利用者の集まる場所・時刻で行うのは効果的(商店街で高齢者のへの呼びかけなど)

7 レンタルや購入助成によるヘルメットの利用促進

○ 死亡重傷事故の減少・安全の向上が見込める
○ 高齢者の死亡事故が多いため
○ 児童生徒の身体生命の安全確保のため
○ 頭部損傷による死亡事故が多いため
○ 高額な賠償が求められているため

8 自転車保険への加入促進の呼びかけ

○ 高額な賠償を請求されているため、万一の加害者として保証のため
○ 条例の規定(県)があるため
○ 交通安全教育や自転車安全講習制度に合わせて広報啓発をするため
○ 保険会社と包括協定を締結し、連携して自転車保険を進めるため
○ 保険の加入更新時に交通事故の意識高揚を図れるため
○ 市のホームページや県のポスターに合わせて広報啓発の必要がある

9 その他

○ 押し歩きキャンペーン、歩行者と自転車の両方の安全確保
○ 自転車点検の実施　通学時等の安全確保
○ 交通安全教室の実施　事故の多発の回避
○ 自転車シュミレーターの貸出　体験を通じた交通安全の理解
○ 登校時刻に合わせた正門での指導啓発　効果的である

問5　自転車と歩行者の事故による損害賠償の判例を受けて自転車利用の安全に関わる啓発活動に反映させることを考えていますか。

自転車と歩行者の事故による損害賠償の判例を受けて自転車利用の安全に関わる啓発活動に反映させることを考えているかについては、「考えている」が46.2%である。
一方で「考えていない」が16.6%、「どちらともいえない」が34.7%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　考えている	262	46.2
2　考えていない	94	16.6
3　どちらともいえない	197	34.7
無回答	14	2.5
合　計	567	100.0

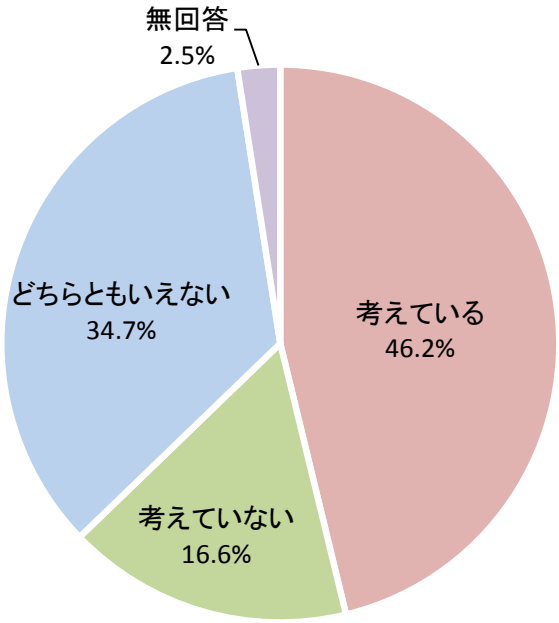

図表4-1-7

問6　自転車保険に関して今後どのような施策に関心がありますか。(複数回答)

自転車保険に関して今後どのような施策に関心があるかについては、「自転車保険加入に向けた周知・啓発」が69.5%、「市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供」が19.2%、「自転車保険加入の義務化」が17.5%である。

母数＝**567**（回答総数）

選択肢	度数	パーセント
1　自転車保険加入に向けた周知・啓発	394	69.5
2　自転車保険加入の義務化	99	17.5
3　市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供	109	19.2
4　その他	15	2.6
無回答	79	13.9

図表4-1-8

問7　次の自転車施策を担当している部局がありましたらご記入ください。

母数＝567（回答総数）

担当課	自転車放置対策		自転車駐車場整備	
	度数	パーセント	度数	パーセント
1　企画・総務・財政	34	6.0	21	3.7
2　市民・生活・くらし・環境	113	19.9	40	7.1
3　防災・防犯・生活安全・危機管理	52	9.2	64	11.3
4　都市・交通	127	22.4	128	22.6
5　建設・土木・道路	94	16.6	100	17.6
6　産業・経済・商工・観光	7	1.2	13	2.3
7　その他	7	1.2	5	0.9
無回答	160	28.2	200	35.3

担当課	自転車通行空間整備		自転車利用促進計画の策定	
	度数	パーセント	度数	パーセント
1　企画・総務・財政	7	1.2	23	4.1
2　市民・生活・くらし・環境	4	0.7	16	2.8
3　防災・防犯・生活安全・危機管理	11	1.9	32	5.6
4　都市・交通	73	12.9	75	13.2
5　建設・土木・道路	240	42.3	37	6.5
6　産業・経済・商工・観光	0	0.0	15	2.6
7　その他	1	0.2	2	0.4
無回答	249	43.9	376	66.3

担当課	自転車交通安全対策	
	度数	パーセント
1　企画・総務・財政	52	9.2
2　市民・生活・くらし・環境	95	16.8
3　防災・防犯・生活安全・危機管理	170	30.0
4　都市・交通	52	9.2
5　建設・土木・道路	53	9.3
6　産業・経済・商工・観光	0	0.0
7　その他	4	0.7
無回答	152	26.8

図表4-1-9

5.クロス集計分析

5-1質問項目間でのクロス集計

(1) 1-1問3と1-1問5のクロス集計及び1-1問3と1-1問6のクロス集計

1-1 自転車利用促進について

問3　自転車計画、構想、プラン等の名称を問わず、自転車の利用促進に関わる計画を定めていますか。定めている場合はその計画名をご記入ください。

問5　自転車を利用する市民を対象とした満足度調査を行っていますか。

問6　その調査にはどのような項目を設けていますか。設けている項目と、自転車計画等の目標値になっている項目をご記入ください。(複数回答)

注：以下クロス集計における図表は母数を除いてパーセンテージである

満足度調査を実施している割合は、自転車利用促進計画を「定めている」市区町村においては33.3%であるが、「定めていない」市区町村においては2.9%である。

自転車利用促進計画を「定めている」市区町村において、「定めていない」市区町村より多く実施されている満足度調査項目は、「自転車の通行空間に関する項目」が74.2%、「放置自転車、自転車駐車場に関する項目」が67.7%、および「自転車の安全、ルール、マナーに関する項目」が61.3%である。

		1-1 問5 満足度調査実施状況					
		1.既に実施中	2.施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	3.必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない	4.必要性を認識していない	合計	母数
1-1 問3 自転車利用促進計画を	1.定めている	33.3	3.2	50.5	12.9	100.0	93
	2.定めていない	2.9	0.0	43.5	53.5	100.0	340
	合計	9.5	0.7	45.0	44.8	100.0	433

図表5-1-1

		1-1 問6 満足度調査の実施項目					
		1.自転車の通行空間に関する項目	2.放置自転車、自転車駐車場に関する項目	3.自転車の安全、ルール、マナーに関する項目	4.自転車の利用促進策に関する項目	5.自転車の利用促進に関する情報提供の項目	母数
1-1 問3 自転車利用促進計画を	1.定めている	74.2	67.7	61.3	45.2	16.1	31
	2.定めていない	40.0	50.0	40.0	40.0	0.0	10
	合計	65.9	63.4	56.1	43.9	12.2	41

図表5-1-2

(2) 1-3問4と1－3問2とのクロス集計

1-3　自転車イベントについて

問4　そのイベントは地域の活性化に効果がありましたか。

問2　どのようなイベントですか。(複数回答)

「イベントの地域活性化効果があった」とする市区町村は、競技型イベントを開催している市区町村では、71.1%、地域型イベントを開催している市区町村では、69.4%である。

		1-3 問2 イベントの種類		
		1.一定の日に競技を行うイベント	2.一定の日に所定のコースや地域を回るイベント	合計
1-3　問4 イベントの地域活性化効果	1.効果があった	71.1	69.4	70.1
	2.効果がなかった	0.0	1.6	0.9
	3.わからない	28.9	29.0	29.0
	合計	100.0	100.0	100.0
	母数	45.0	62.0	107.0

図表5-1-3

(3) 2問3と2問2（10年前）とのクロス集計

2. 自転車通行空間の整備

問3　自転車通行空間のためのネットワーク計画の策定や整備を行っていますか。

問2　貴自治体が管理する道路で、自転車通行空間の延長は10年前(平成17年)、5年前(平成22年)と比較してどのようになっていますか。

「ネットワーク計画を既に定めている」か「近い将来に定める予定である」市区町村では、自転車通行空間が増加傾向にあるのが79.8%である。一方、「ネットワーク計画の必要性は認識しているが、着手していない」か「ネットワーク計画の必要性を認識していない」市区町村では、自転車通行空間が増加傾向にあるのが25.2%である。

		2 問2 通行空間増加傾向（10年前比較）					
		1.増加している	2.減少している	3.変化がない	4.わからない	合計	母数
2 問3 ネットワーク計画の策定状況	「1.ネットワーク計画を既に定めている」、「2.ネットワーク計画の策定に着手し、近い将来に定める予定である」	79.8	0.0	16.7	3.6	100.0	84
	「3.ネットワーク計画の必要性は認識しているが、着手していない」、「4.ネットワーク計画の必要性を認識していない」	25.2	0.3	52.3	22.2	100.0	333

図表5-1-4

(4) 3-1問3（駅前）と3-1問8とのクロス集計

3-1　放置自転車対策について

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

問8　放置自転車に関する条例を定めていますか。

放置自転車に関する条例を「定めている」市区町村では、駅前の放置問題が「改善している」が67.0%である。

一方、「定めていない」市区町村では、「改善している」が30.0%である。

		3-1　問8　条例の制定		
		1.定めている	2.定めていない	合計
3-1 問3 放置自転車問題（駅前）	1.改善している	67.0	30.0	60.6
	2.変化なし	29.8	55.0	34.2
	3.悪化している	0.7	8.3	2.0
	4.わからない	2.5	6.7	3.2
	合計	100.0	100.0	100.0
	母数	285	60	345

図表5-1-5

(5) 3-1問3（駅前）と3-1問9とのクロス集計

3-1　放置自転車対策について

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

問9　放置自転車対策に関する改善目標を定めていますか。

改善目標を「定めている」市区町村では、駅前の放置問題が「改善している」が87.7%である。

一方、改善目標を「定めていない」市区町村は「改善している」が53.9%である。

		3-1　問9　改善目標		
		1.定めている	2.定めていない	合計
3-1 問3 放置自転車問題（駅前）	1.改善している	87.7	53.9	60.3
	2.変化なし	12.3	39.6	61.3
	3.悪化している	0.0	2.5	62.3
	4.わからない	0.0	3.9	63.3
	合計	100.0	100.0	64.3
	母数	65	280	345

図表5-1-6

(6) 3-1問3（駅前）と3-2問4とのクロス集計

3-1　放置自転車対策について

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

3-2　自転車駐車場について

問4　自転車駐車場の収容台数の数値目標を定めていますか。

収容台数の数値目標を「定めている」市区町村では、駅前の放置問題が「改善している」が90.9%である。
一方、「定めていない」市区町村では、「改善している」が55.7%である。

		3-1　問4　収容台数の数値目標		
		1.定めている	2.定めていない	合計
3-1 問3 放置自転車問題（駅前）	1.改善している	90.9	55.7	59.0
	2.変化なし	9.1	37.7	35.0
	3.悪化している	0.0	2.5	2.3
	4.わからない	0.0	4.1	3.7
	合計	100.0	100.0	100.0
	母数	33	316	349

図表5-1-7

(7) 4問2と4問3とのクロス集計

4. 自転車利用者の安全意識やルール、マナーの向上を目的とする取組み

問2　問1を踏まえ、貴自治体内の自転車利用者の安全意識、ルール、マナーは以前と比べてどのように変化していますか。

問3　自転車利用者の安全意識、ルール、マナーの向上を図るための条例を定めていますか。定めている場合はその条例名をご記入ください。

安全条例を「定めている」市区町村では、安全意識、ルール、マナーが「改善している」が34.4%である。

一方、「定めていない」市区町村では、「改善している」が12.9%である。

		4 問3 安全条例制定の有無		
		1.定めている	2.定めていない	合計
4 問2 安全意識、ルール、マナーの状況	1.改善している	34.4	12.9	15.4
	2.変化なし	46.9	46.3	46.3
	3.悪化している	0.0	1.5	1.3
	4.わからない	18.8	39.4	37.0
	合計	100.0	100.0	100.0
	母数	64	482	546

図表5-1-8

(8) 4問2と4問4（実施している施策）のクロス集計

4. 自転車利用者の安全意識やルール、マナーの向上を目的とする取組み

問2　問1を踏まえ、貴自治体内の自転車利用者の安全意識、ルール、マナーは以前と比べてどのように変化していますか。

問4　実施している自転車安全利用に関する施策を選択してください。また、その施策のうち、特に注力しているものを3つ上げ、その理由についてご記入ください。（複数回答）

「安全意識、ルール、マナーの改善状況」で「改善している」市区町村は、「児童・生徒・学生を対象とした講習」が90.5%、「高齢者を対象とした講習」が66.7%、「街頭キャンペーンによる啓発」が75.0%、「自転車保険への加入促進の呼びかけ」が39.3%実施されている。

一方、「目立った変化はない」市区町村では、「児童・生徒・学生を対象とした講習」が76.7%、「高齢者を対象とした講習」が41.5%、「街頭キャンペーンによる啓発」が51.4%、「自転車保険への加入促進の呼びかけ」が19.4%実施されている。

		4 問4 実施している自転車利用施策									
		1.自転車運転に係る免許証の交付・認定制度	2.児童・生徒・学生を対象とした講習	3.通勤者を対象とした講習	4.高齢者を対象とした講習	5.ポスターやパンフレット等の広告物による啓発	6.街頭キャンペーンによる啓発	7.レンタルや購入助成によるヘルメットの利用促進	8.自転車保険への加入促進の呼びかけ	9.その他	母数
4 問2 安全意識、ルール、マナーの状況	1.改善している	0.3	90.5	10.7	66.7	57.1	75.0	4.8	39.3	15.5	84
	2.変化なし	11.9	76.7	4.0	41.5	55.3	51.4	3.6	19.4	6.7	253
	3.悪化している	14.3	85.7	14.3	71.4	28.6	42.9	0.0	28.6	14.3	7
	4.わからない	7.9	58.1	2.0	31.5	36.0	38.9	3.4	13.3	8.9	203
	合計	12	69.5	4.2	40.6	46.4	48.5	3.5	19.6	8.6	567

図表5-1-9

5-2 三大都市圏とその他の地域を比較したクロス集計

1. 自転車の利用または活用の促進に関する取組み

1-1 自転車利用促進について

問3　自転車計画、構想、プラン等の名称を問わず、自転車の利用促進に関わる計画を定めていますか。定めている場合はその計画名をご記入ください。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 定めている	98	53	45

図表5-2-1

問4　自動車利用から自転車利用への転換を図ること等を目的とした自転車の交通分担率の数値目標を定めていますか。定めている場合はその数値もご記入ください。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 定めている	13	6	7

図表5-2-2

1-2 自転車マップについて

問1　自転車マップの作成を行っていますか。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 作成済み	115	57	58
2 近い将来作成を予定している	20	11	9

図表5-2-3

2. 自転車通行空間の整備

問3　自転車通行空間のためのネットワーク計画の策定や整備を行っていますか。
（複数回答）
また、計画が策定されている場合は計画名をご記入ください。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 ネットワーク計画を既に定めている	55	31	24
2 ネットワーク計画の策定に着手し、近い将来に定める予定である	30	17	13
5 自転車通行空間のための整備を行っている	66	32	34
6 自転車通行空間のための整備を計画中である	42	27	15

図表5-2-4

問4　平成27年4月1日において、貴自治体では自転車通行空間の整備を進めるにあたり、数値目標を定めていますか。
定めている場合はその総整備延長の目標値を、分かる範囲でご記入ください。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 定めている	53	26	27

図表5-2-5

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備

3-1 放置自転車対策について

問1 放置自転車問題が生じていますか。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1 生じている	401	232	169

図表5-2-6

問2 貴自治体における放置自転車の台数をご記入ください。台数は平成25年度内の任意の1日の合計台数、もしくは内閣府実施の「駅周辺における放置自転車等の実態調査」の結果に基づいてお答えください。

台数	全体	三大都市圏	その他
1 1台以上～50台未満	161	93	68
2 50台以上～100台未満	46	18	28
3 100台以上～200台未満	36	19	17
4 200台以上～500台未満	30	21	9
5 500台以上～1000台未満	26	17	9
6 1000台以上～2000台未満	17	15	2
7 2000台以上～5000台未満	13	12	1
8 5000台以上～10000台未満	4	2	2
9 10000台以上	4	3	1
合計	337	200	137

図表5-2-7

問3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

（1）駅前

選択肢		全体	三大都市圏	その他
1	生じている	375	219	156

図表5-2-8

（2）商店街

選択肢		全体	三大都市圏	その他
1	生じている	184	128	56

図表5-2-9

（3）大規模商業施設

選択肢		全体	三大都市圏	その他
1	生じている	138	104	34

図表5-2-10

（4）住宅地

選択肢		全体	三大都市圏	その他
1	生じている	158	112	46

図表5-2-11

問7　放置自転車を撤去する取組みを行っていますか。

選択肢		全体	三大都市圏	その他
1	既に実施中	378	223	155
2	施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している	3	2	1

図表5-2-12

3-2　自転車駐車場について

問4　自転車駐車場の収容台数の数値目標を定めていますか。

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1　定めている	34	26	8

図表5-2-13

問5　その数値目標はどの程度達成されていますか。

母数＝**34**（3-2、問4「1.定めている」と回答）

選択肢	全体	三大都市圏	その他
1　80%以上	27	21	6
2　50%程度	3	2	1
3　25%程度	0	0	0
4　着手したばかりである	1	1	0
5　着手していない	0	0	0
無回答	3	2	1
合　計	34	26	8

図表5-2-14

問6　貴自治体が現在管理する（指定管理者含む）自転車駐車場はいつごろ整備されたものですか。平成27年10月1日時点での設置箇所数と収容台数を年代別に分かる範囲でご記入ください。

1985年度以前 設置箇所数

母数＝**182**（総数より無回答を除外）

箇所数	全体	三大都市圏	その他
1　1箇所以上～10箇所未満	165	94	71
2　10箇所以上～20箇所未満	11	8	3
3　20箇所以上～30箇所未満	2	1	1
4　30箇所以上～40箇所未満	2	2	0
5　40箇所以上～50箇所未満	1	1	0
6　50箇所以上	1	1	0
合　計	182	107	75

図表5-2-15

1985年度以前 収容台数

母数＝175（総数より無回答を除外）

台数	全体	三大都市圏	その他
1 1台以上～250台未満	36	18	18
2 250台以上～500台未満	30	10	20
3 500台以上～1000台未満	29	18	11
4 1000台以上～2000台未満	28	15	13
5 2000台以上～5000台未満	32	23	9
6 5000台以上～10000台未満	12	10	2
7 10000台以上～100000台未満	8	8	0
合　計	175	102	73

図表5-2-16

1986年度～1995年度 設置箇所数

母数＝267（総数より無回答を除外）

箇所数	全体	三大都市圏	その他
1 1箇所以上～10箇所未満	227	126	101
2 10箇所以上～20箇所未満	25	20	5
3 20箇所以上～30箇所未満	8	5	3
4 30箇所以上～40箇所未満	4	3	1
5 40箇所以上	3	3	0
合　計	267	157	110

図表5-2-17

1986年度～1995年度 収容台数

母数＝259（総数より無回答を除外）

台数	全体	三大都市圏	その他
1 1台以上～250台未満	49	26	23
2 250台以上～500台未満	34	14	20
3 500台以上～1000台未満	42	17	25
4 1000台以上～2000台未満	41	24	17
5 2000台以上～5000台未満	52	36	16
6 5000台以上～10000台未満	25	20	5
7 10000台以上～100000台未満	16	15	1
合　計	259	152	107

図表5-2-18

1995年度～2015年度 設置箇所数

母数＝387（総数より無回答を除外）

箇所数	全体	三大都市圏	その他
1　1箇所以上～10箇所未満	304	159	145
2　10箇所以上～20箇所未満	40	24	16
3　20箇所以上～30箇所未満	19	17	2
4　30箇所以上～40箇所未満	10	8	2
5　40箇所以上～50箇所未満	5	4	1
6　50箇所以上	9	6	3
合　計	387	218	169

図表5-2-19

1996年度～2015年度 収容台数

母数＝377（総数より無回答を除外）

台数	全体	三大都市圏	その他
1　1台以上～250台未満	85	37	48
2　250台以上～500台未満	48	20	28
3　500台以上～1000台未満	49	19	30
4　1000台以上～2000台未満	55	29	26
5　2000台以上～5000台未満	63	47	16
6　5000台以上～10000台未満	42	28	14
7　10000台以上～100000台未満	35	31	4
合　計	377	211	166

図表5-2-20

地方公共団体自転車施策総合調査
調　査　票

【実施主体】公益財団法人 自転車駐車場整備センター

この度は、当センターの総合調査へご協力いただき、まことにありがとうございます。
下記注意事項をお読みいただき、ご記入いただけますよう、よろしくお願いいたします。

１．記入方法

○　各設問について、あてはまるものに☑をつけてください。
設問によって、１つだけ☑をつけていただくものと、
あてはまるものすべてに☑をつけていただくものがあります。

○　ご自由にお書き頂く自由回答式があります。また、「その他」に
あてはまる場合は、具体的にその内容をご記入ください。

２．回答期限

○　同封の返送用封筒にて　**平成27年10月23日（金）**　までに
ご投函くださいますようお願いいたします。

目　　次

1. 自転車の利用または活用の促進に関する取組み　・・・・・・・・・1

1-1 自転車利用促進について
1-2 自転車マップについて
1-3 自転車イベントについて
1-4 観光施策に関する自転車利用
1-5 レンタサイクル、またはコミュニティサイクルについて
1-6 コンパクトシティについて
1-7 災害時の自転車利用について
1-8 高齢者・障がい者の自転車利用について
1-9 その他の自転車利用促進策

2. 自転車通行空間の整備　・・・・・・・・・9

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備　・・・・・・・・・13

3-1 放置自転車対策について
3-2 自転車駐車場について

4. 自転車利用者の安全意識やルール、
マナーの向上を目的とする取組み　・・・・・・・・・18

1. 自転車の利用または活用の促進に関する取組み

1-1 自転車利用促進について

問 1 自転車が通行する空間の整備を除いた自転車利用の促進を目的とした施策を行っていますか。
なお、通行する空間の整備に関しては次の2章でご質問させていただきます。

- □ 1. 既に実施中
- □ 2. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

P.3 問 1 へ お進みください

問 2 実施または予定している自転車利用の促進を目的とした施策と、今後実施を検討している施策を選択してください。(複数回答)

	実施(予定)項目	検討中項目
1. 自転車の休憩、修理等のサービス施設の整備	□	□
2. サイクリングコースの設定	□	□
3. インターネットを利用した自転車利用者への情報提供	□	□
4. 自治体職員が業務で使用する公用自転車の配備	□	□
5. 自転車利用の観光客や住民向けサービスの提供(地域の飲食店などでの割引、空気入れ、修理用具等)	□	□
6. 自転車通勤の奨励のための施策	□	□
7. 自転車による買い物の奨励のための施策(商店街)	□	□
8. 自転車による営業業務の奨励のための施策(利用奨励)	□	□
9. 電動アシスト付自転車の購入費用の助成やレンタル	□	□
10. 自転車のメリット等による自転車の利用奨励または自動車からの転換の広報啓発	□	□
11. その他 **※具体的に記述してください**	□	□

問 3　自転車計画、構想、プラン等の名称を問わず、自転車の利用促進に関わる計画を定めていますか。定めている場合はその計画名をご記入ください。

□　1.　定めている
□　2.　定めていない

名称	

問 4　自動車利用から自転車利用への転換を図ること等を目的とした自転車の交通分担率の数値目標を定めていますか。定めている場合はその数値もご記入ください。

□　1.　定めている
□　2.　定めていない

交通分担率の数値目標	%

問 5　自転車を利用する市民を対象とした満足度調査を行っていますか。

□　1.　既に実施中
□　2.　施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
□　3.　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
□　4.　必要性を認識していない

P.3 問 1 へ お進みください

問 6　その調査にはどのような項目を設けていますか。設けている項目と、自転車計画等の目標値になっている項目をご記入ください。(複数回答)

項目	調査している項目	目標値とする項目
1.　自転車の通行空間に関する項目	□	□
2.　放置自転車、自転車駐車場に関する項目	□	□
3.　自転車の安全、ルール、マナーに関する項目	□	□
4.　自転車の利用促進策に関する項目	□	□
5.　自転車の利用促進に関する情報提供の項目	□	□
6.　その他　**※具体的に記述してください**	□	□
7.　その他　**※具体的に記述してください**	□	□
8.　その他　**※具体的に記述してください**	□	□

1-2　自転車マップについて

問1　自転車マップの作成を行っていますか。

- □ 1.　作成済み
- □ 2.　近い将来作成を予定している
- □ 3.　必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4.　必要性を認識していない

P.4 問 1 へ お進みください

問2　自転車マップにはどのような項目を掲載していますか。(複数回答)

- □ 1.　自転車駐車場の場所
- □ 2.　サイクリングコース・推奨ルート(走りやすいルート)
- □ 3.　自転車事故の多発地点
- □ 4.　休憩、自転車修理、講習会場等、自転車利用者向けの施設
- □ 5.　レンタサイクル・コミュニティサイクルのポート
- □ 6.　観光スポット
- □ 7.　自転車のルール・マナー
- □ 8.　自転車利用のメリット
- □ 9.　その他　**※具体的に記述してください**

問3　自転車マップの利用状況はどうなっていますか。

- □ 1.　かなり利用されている
- □ 2.　利用されている
- □ 3.　あまり利用されていない
- □ 4.　ほとんど利用されていない
- □ 5.　その他　**※具体的に記述してください**

1-3　自転車イベントについて

問 1　自転車によるイベントを開催していますか。

P.5 問 1 へ
お進みください

- □ 1. 開催している
- □ 2. 近い将来開催する計画がある
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

問 2　どのようなイベントですか。(複数回答)

- □ 1. 一定の日に競技を行うイベント
- □ 2. 一定の日に所定のコースや地域を回るイベント
- □ 3. その他　**※具体的に記述してください**

問 3　イベント開催時の状況はいかがでしたか。(複数回答)

- □ 1. 地域住民が多く参加・観戦した
- □ 2. 国内の他地域からの参加・観戦者が多かった
- □ 3. 海外からの参加・観戦者が多かった
- □ 4. 企業の参加(スポンサー、資金面のバックアップ)が多かった
- □ 5. 参加・観戦者は少ない
- □ 6. その他　**※具体的に記述してください**

問 4　そのイベントは地域の活性化に効果がありましたか。

- □ 1. 効果があった
- □ 2. 効果がなかった
- □ 3. わからない

1-4 観光施策における自転車利用について

問 1　自転車による観光施策を行っていますか。

P.6 問 1 へ
お進みください

- □ 1. 既に実施中
- □ 2. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

問 2　自転車による観光施策はどのようなものですか。(複数回答)

- □ 1. サイクリングコースの設定
- □ 2. 自転車マップの作成
- □ 3. レンタサイクルの提供
- □ 4. 休憩施設等の設置
- □ 5. その他　**※具体的に記述してください**

問 3　自転車による観光施策の状況はどうなっていますか。(複数回答)

- □ 1. 国内からの来訪者が多い
- □ 2. 海外からの来訪者が多い
- □ 3. 来訪者は少ない
- □ 4. その他　**※具体的に記述してください**

問 4　自転車による観光施策は地域の活性化に効果がありましたか。

- □ 1. 効果があった
- □ 2. 効果がなかった
- □ 3. わからない

1-5 レンタサイクル、またはコミュニティサイクルについて

問 1 レンタサイクル、またはコミュニティサイクル等の提供を行っていますか。(複数回答)

- □ 1. レンタサイクル※1を実施している
- □ 2. コミュニティサイクル※2を実施している
- □ 3. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 4. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 5. 必要性を認識していない

P.7 問 1 へ お進みください

- □ 6. その他 **※具体的に記述してください**

※1 設置された一つのサイクルポートで自転車の貸し借りを行うサービス

※2 相互利用可能な複数のサイクルポートで自転車の貸し借りを行うサービス

問 2 レンタサイクル、またはコミュニティサイクルの利用状況はいかかですか。(複数回答)

	レンタサイクル	コミュニティサイクル
1. 平日・休日に関わらず頻繁に利用されている	□	□
2. 平日に利用者が多い	□	□
3. 土日・祝祭日などの休日に利用者が多い	□	□
4. あまり利用されていない	□	□
5. その他 **※具体的に記述してください**	□	□

問 3 貴自治体におけるレンタサイクル、またはコミュニティサイクルの課題はありますか。(複数回答)

- □ 1. 必要な財源が十分に確保されていない
- □ 2. 施策の実施に必要な人員が不足している
- □ 3. 施策の実施を広く市民に周知できなかった
- □ 4. 貸出場所又はポートの位置・場所が利用者のニーズに合っていない
- □ 5. 路上に必要なスペースを確保できていない
- □ 6. 安全・快適に走れる自転車通行空間が少ない
- □ 7. その他 **※具体的に記述してください**

1-6 コンパクトシティについて

問 1　コンパクトシティや市街地の活性化を推進するために、自転車の活用施策を実施または検討していますか。

- □ 1. 既に実施中
- □ 2. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

問 2　コンパクトシティと自転車の活用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

1-7 災害時の自転車利用について

問 1　災害時の道路状況により、自動車の通行が困難になった際に被災地への連絡、食糧や物資の運搬等に自転車の利用を実施中または検討していますか。

- □ 1. 既に実施中
- □ 2. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

問 2　災害時における自転車利用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

1-8 高齢者・障がい者の自転車利用について

問 1　高齢者・障がい者の方の安全、快適な自転車利用について、担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

1-9 その他の自転車利用促進策

問 1　第1章1-1～1-8以外に、自転車の利用促進に効果のあった施策がありましたらご記入ください。あわせて、効果を上げた理由や工夫等もありましたらご記入ください。

※具体的に記述してください

2. 自転車通行空間の整備

図表：整 備 形 態

① 自転車道（双方向通行が可能なもの）

道路構造令第10 条で規定している自転車道をいう。専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線またはさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路のうち、双方向通行の可能なもの。

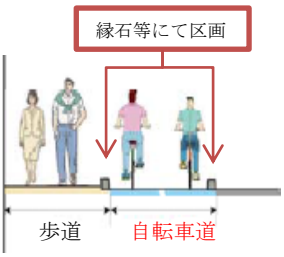

② 自転車道（一方通行規制を行っているもの）

①のうち、道路交通法第8条第1項に規定する道路標識等（標識令で示す規制標識326の2-A・B、303）で区分されている自転車一方通行の道路。

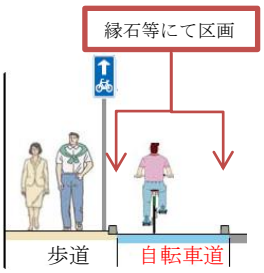

③ 自転車専用道路

道路法第48 条の13 第2 項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路で幅員3m以上のもの。

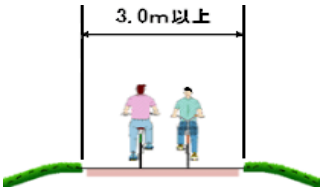

④ 自転車専用通行帯

道路交通法第20条第2項に規定する道路標識等（標識令で示す規制標識327の4、327の4の2、規制標示109の6）で区分されている普通自転車専用通行帯。

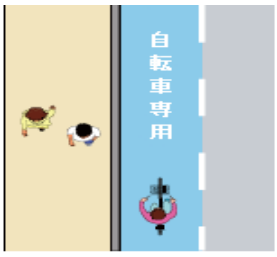

⑤ 車道混在

歩道のある道路においては、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するため、路肩や停車帯内のカラー化や車道左側部の車線内に帯状の路面表示やピクトグラム（視覚記号）を設置している道路。

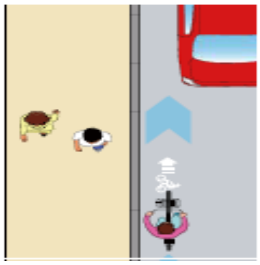

⑥ 自転車歩行者道内の自転車通行位置の明示

道路交通法第63 条の4第1項で規定する普通自転車が通行可能な歩道であり、普通自転車が通行すべき部分として指定された部分に自転車の通行位置が明示されている歩道。

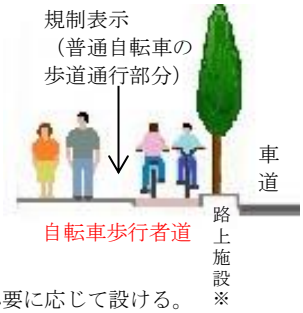

（出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン）

問 1　貴自治体の管内（国道・都道府県道を含めた）では、例えばP9、図表：整備形態の図①～⑥のような自転車が安心・快適に通行できる道路、または道路の部分（以下では自転車通行空間と呼ぶ）を把握していますか。

- □ 1. 把握している
- □ 2. 把握していない

問 2　貴自治体が管理する道路で、自転車通行空間の延長は10年前（平成17年）、5年前（平成22年）と比較してどのようになっていますか。

10年前（平成17年）との比較

- □ 1. 増加している
- □ 2. 減少している
- □ 3. 変化がない
- □ 4. わからない

5年前（平成22年）との比較

- □ 1. 増加している
- □ 2. 減少している
- □ 3. 変化がない
- □ 4. わからない

問 3　自転車通行空間のためのネットワーク計画の策定や整備を行っていますか。（複数回答）また、計画が策定されている場合は計画名をご記入ください。

- □ 1. ネットワーク計画を既に定めている
- □ 2. ネットワーク計画の策定に着手し、近い将来に定める予定である
- □ 3. ネットワーク計画の必要性は認識しているが、着手していない
- □ 4. ネットワーク計画の必要性を認識していない
- □ 5. 自転車通行空間のための整備を行っている
- □ 6. 自転車通行空間のための整備を計画中である
- □ 7. 自転車通行空間のための整備を実施する予定はない
- □ 8. 自転車通行空間のための整備を過去に行っていたが現在は行っていない

計画名	

問 4　平成27年4月1日において、貴自治体では自転車通行空間の整備を進めるにあたり、数値目標を定めていますか。
定めている場合はその総整備延長の目標値を、分かる範囲でご記入ください。

- □ 1. 定めている
- □ 2. 定めていない

総整備延長	km

問 5　貴自治体において自転車通行空間の整備についての課題はありますか。担当者の方のご意見でも結構ですので、考え方や活用の具体的な内容等を自由にご記入ください。

問 6　貴自治体の管内では、国道や県道の管理者との連携を含め、歩車道が分離されている道路において、車道部分の幅員が狭い場合、自転車通行区間をどのように確保していますか。わかる範囲でご回答ください。（複数回答）

整備方法	実施中の整備方法
1.　車道空間において、レイアウト（車線）を変更して専用空間を創出	□
2.　車道空間において、レイアウト（車線）を変更して自転車の混在空間を創出（マークや線を引く）	□
3.　車道空間においてレイアウト（車線）を変更せず自転車のマーク(ナビマーク・矢羽印など)を設ける	□
4.　車道空間においてレイアウト（車線）を変更せず破線等の線を引く	□
5.　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	□
6.　その他　**※具体的に記述してください**	□

問 7　貴自治体の管内では、国道や県道の管理者との連携を含め、歩道において自転車が安全に通行するための対策は、どのようになっていますか。(複数回答)

整備方法	実施中の整備方法
1.　歩道に線を引いて自転車通行空間の明示をする	□
2.　歩道にカラー塗装をして自転車通行空間の明示をする	□
3.　歩道に自転車道を設ける	□
4.　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	□
5.　その他　**※具体的に記述してください**	□

問 8　国道や県道の管理者との連携を含め、問6及び問7以外の整備方法で、どのように自転車通行空間の確保をされていますか。(複数回答)

整備方法	実施中の整備方法
1.　平行する道路(細街路含む)で、自転車通行に適するものに自転車用の迂回路を設ける	□
2.　公共交通の充実、自動車の乗り入れの抑制等により自動車交通を減らして自転車通行空間を確保する	□
3.　ハンプ ※1 、ゾーン30 ※2 などを導入して、自動車交通の速度規制をして、安全な自転車通行空間を創出する	□
4.　幅員等の要件を満たさなくても、連続性を確保するため、自転車通行路としている	□
5.　特に対策はしていない、または対策をする予定はない	□
6.　その他　**※具体的に記述してください**	□

※1　自動車の速度を落とさせるため、道路上に設ける高さ10センチほどの凸部

※2　区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制する対策

3. 放置自転車対策・自転車駐車場整備

3-1 放置自転車対策について

問 1　放置自転車問題が生じていますか。

□　1.　生じている
□　2.　生じていない　→　**P.16 問 1 へお進みください**

問 2　貴自治体における放置自転車の台数をご記入ください。台数は平成25年度内の任意の1日の合計台数、もしくは内閣府実施の「駅周辺における放置自転車等の実態調査」の結果に基づいてお答えください。

放置自転車数	台

問 3　次の場所において放置自転車問題が生じていますか。また、その傾向はどうなっていますか。

駅前	□ 1. 生じている □ 2. 生じていない	→ □ 1. 改善している □ 2. 変化なし □ 3. 悪化している □ 4. わからない
商店街	□ 1. 生じている □ 2. 生じていない	→ □ 1. 改善している □ 2. 変化なし □ 3. 悪化している □ 4. わからない
大規模商業施設	□ 1. 生じている □ 2. 生じていない	→ □ 1. 改善している □ 2. 変化なし □ 3. 悪化している □ 4. わからない
住宅地	□ 1. 生じている □ 2. 生じていない	→ □ 1. 改善している □ 2. 変化なし □ 3. 悪化している □ 4. わからない
その他 ※あればご記入ください	□ 1. 生じている □ 2. 生じていない	→ □ 1. 改善している □ 2. 変化なし □ 3. 悪化している □ 4. わからない

問 4　貴自治体における放置自転車問題は平成23年度と25年度を比べた時どのような状況になっていますか。※内閣府が実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査」を行っている場合はその結果に基づきお答えください。

- □ 1. ほぼ問題は解消している
- □ 2. 改善している
- □ 3. 悪化している
- □ 4. 特に変化していない
- □ 5. わからない

→ **問 5 へお進みください**

→ **問 6 へお進みください**

→ **問 7 へお進みください**

問 5　問4の1、2 と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

- □ 1. 放置自転車の撤去回数を増やした
- □ 2. 自転車駐車場の利用率が向上した
- □ 3. 街頭キャンペーン等の啓発活動を行った
- □ 4. その他　**※具体的に記述してください**

→ **問 7 へお進みください**

問 6　問4の3と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

- □ 1. 自転車利用者が増加した
- □ 2. 新たな放置自転車の発生源が増えた
- □ 3. 自転車駐車場の収容台数を増やすことができない
- □ 4. 放置自転車を撤去する人員を増やすことができない
- □ 5. 自転車駐車場の利用率が低下している
- □ 6. その他　**※具体的に記述してください**

問 7　放置自転車を撤去する取組みを行っていますか。

- □ 1. 既に実施中
- □ 2. 施策の具体化を進めており、近い将来実施を予定している
- □ 3. 必要性は認識しているが、具体的な取組みには至っていない
- □ 4. 必要性を認識していない

→ **P.16 問 1 へお進みください**

問 8　放置自転車に関する条例を定めていますか。

□　1.　定めている
□　2.　定めていない

問 9　放置自転車対策に関する改善目標を定めていますか。

□　1.　定めている
□　2.　定めていない　→　**P.16 問 1 へ お進みください**

問 10　その改善目標はどの程度達成されていますか。

□　1.　80%以上
□　2.　50%程度
□　3.　25%程度
□　4.　着手したばかりである
□　5.　着手していない

3-2 自転車駐車場について

問 1 貴自治体が管理する（指定管理者を含む）自転車駐車場の平成25年度内の任意の時点の収容能力と、駐車台数(実収容台数)をご記入ください。※内閣府が実施している「駅周辺における放置自転車等の実態調査」を行っている場合はその回答に基づいてお答えください。

自転車駐車場の収容能力	台
自転車駐車場の駐車台数(実収容台数)	台

問 2 貴自治体が管理する（指定管理者を含む）自転車駐車場の収容台数は3年前と比べてどのような状況になっていますか。

- □ 1. 増加している
- □ 2. 変化していない
- □ 3. 減少している

→ **問4へお進みください**

問 3 問2の3と判断された理由にあてはまるものを選択してください。（複数回答）

- □ 1. 民間の自転車駐車場が増えた
- □ 2. 老朽化した自転車駐車場を閉鎖した
- □ 3. 需要低下の為、自転車駐車場を縮小・閉鎖した
- □ 4. その他 **※具体的に記述してください**

問 4 自転車駐車場の収容台数の数値目標を定めていますか。

- □ 1. 定めている
- □ 2. 定めていない

→ **P.17 問6へお進みください**

問 5 その数値目標はどの程度達成されていますか。

- □ 1. 80%以上
- □ 2. 50%程度
- □ 3. 25%程度
- □ 4. 着手したばかりである
- □ 5. 着手していない

問 6　貴自治体が現在管理する（指定管理者含む）自転車駐車場はいつごろ整備されたものですか。平成27年10月1日時点での設置箇所数と収容台数を年代別に分かる範囲でご記入ください。

整備の年代	設置箇所	収容台数
1985年度以前	箇所	台
1986年度～1995年度	箇所	台
1996年度～2015年度	箇所	台

問 7　自転車駐車場について利用者以外からの意見を聞いたことがありますか。
なお、自転車駐車対策協議会等の自転車駐車場に関して設置されている委員会以外についてお答えください。

□　1.　聞いたことがある
□　2.　聞いたことがない
□　3.　わからない

4. 自転車利用者の安全意識やルール、マナーの向上を目的とする取組み

問 1　自転車利用者の安全意識、ルール、マナーに関する状況を判断するためにどのような調査を行っていますか。(複数回答)

- □ 1. 自転車利用者の安全意識、ルール、マナーに関する市民に対するアンケート
- □ 2. 自転車関連事故件数
- □ 3. 自転車交通ルールの遵守状況
- □ 4. 学校や企業への交通安全教育の状況
- □ 5. 自転車保険加入率
- □ 6. 自転車の安全施策に関する満足度
- □ 7. 住民からの苦情や聞き取り(ヒヤリ・ハット等)
- □ 8. 調査を行っていない
- □ 9. その他　**※具体的に記述してください**

問 2　問1を踏まえ、貴自治体内の自転車利用者の安全意識、ルール、マナーは以前と比べてどのように変化していますか。

- □ 1. 改善している
- □ 2. 目立った変化はない
- □ 3. 悪化している
- □ 4. わからない

問 3　自転車利用者の安全意識、ルール、マナーの向上を図るための条例を定めていますか。定めている場合はその条例名をご記入ください。

- □ 1. 定めている
- □ 2. 定めていない

条例名	

問 4　実施している自転車安全利用に関する施策を選択してください。また、その施策のうち、特に注力しているものを3つ上げ、その理由についてご記入ください。（複数回答）

- □ 1. 自転車運転に係る免許証の交付・認定制度
- □ 2. 児童・生徒・学生を対象とした講習
- □ 3. 通勤者を対象とした講習
- □ 4. 高齢者を対象とした講習
- □ 5. ポスターやパンフレット等の広告物による啓発
- □ 6. 街頭キャンペーンによる啓発
- □ 7. レンタルや購入助成によるヘルメットの利用促進
- □ 8. 自転車保険への加入促進の呼びかけ
- □ 9. その他　**※具体的に記述してください**

注力している施策の番号	理由

問 5　自転車と歩行者の事故による損害賠償の判例を受けて自転車利用の安全に関わる啓発活動に反映させることを考えていますか。

- □ 1. 考えている
- □ 2. 考えていない
- □ 3. どちらともいえない

問 6　自転車保険に関して今後どのような施策に関心がありますか。(複数回答)

□　1.　自転車保険加入に向けた周知・啓発
□　2.　自転車保険加入の義務化
□　3.　市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供
□　4.　その他　**※具体的に記述してください**

問 7　次の自転車施策を担当している部局がありましたらご記入ください。

自転車放置対策	
自転車駐車場整備	
自転車通行空間整備	
自転車利用促進計画の策定 ※	
自転車交通安全対策	

※　総合交通計画等の中での自転車の計画を含む

最後に、ご記入いただきました方のご連絡先をご記載願います。

貴自治体名	
所属部署・役職	
お名前	
電話番号	(　　)　　－
E-mail ※	@

※アドレスは、今後本調査結果のご報告その他に関するご連絡をさせていただくため、所属部署のものがあれば、ご記入ください。

以上でアンケートは終了です。
ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。